

第415回南国市議会定例会会議録

第2日 令和2年6月16日 火曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 山中 良成
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 土橋 愛	環境課長 谷合成章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	建設課長 濱田 秀志

地籍調査課長	横山 聖二	都市整備課長	若枝 実
住宅課長	山崎 伸二	上下水道局長	橋詰 徳幸
会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田 節夫	福祉事務所長	池本 滋郎
教育長	竹内 信人	教育次長兼 学校教育課長	伊藤 和幸
生涯学習課長	中村 俊一	監査委員 事務局員	天羽 庸泰
農業委員会 事務局長	弘田 明平	消防長	小松 和英

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	公文 知子	次長	野口 裕介
書記	門脇 智哉		

—————

議事日程

令和2年6月16日 火曜日 午前10時開議

第1 一般質問

—————

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

—————

午前10時 開議

○議長（土居恒夫） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

—————

○議長（土居恒夫） ただいま市長から追加議案の送付がありましたので、お手元へ配付いたしました。

.....

2南総第88号

令和2年6月16日

南国市議会議長 土居 恒夫 様

第415回南国市議会定例会の追加議案の送付について

第415回南国市議会定例会に提出する下記の追加議案を別紙のとおり送付します。

報告第6号 損害賠償の専決処分の報告について

.....

-----*

報告第6号

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。ただいま送付されました報告第6号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） おはようございます。

それでは、第415回南国市議会定例会一般質問に先駆けまして追加議案の提案理由を申し述べます。

報告第6号損害賠償の専決処分の報告について。令和2年5月1日午後1時30分ごろ、南国市久礼田307番1地先の市道木材団地4号線上を走行中の自動車に、道路に生じた穴によって損傷を与えたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について、1万3,332円の損害賠償の額を専決処分いたしました。つきましては、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

なお、損害賠償額につきましては、その全額を全国市有物件災害共済会から支払うものであります。

以上をもちまして、追加議案につきましての私からの提案理由の説明を終わります。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土居恒夫） これにて提案理由の説明は終わりました。

-----*

一般質問

○議長（土居恒夫） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。16番岡崎純男議員。

〔16番 岡崎純男議員発言席〕

○16番（岡崎純男） おはようございます。

第415回南国市議会定例会一般質問、なんこく市政会を代表いたしまして代表質問をさせていただきます。通告に従い順次質問を行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス対策について質問します。

初めに、南国市新型インフルエンザ等対策行動計画についてお話をします。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生をしている。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には国家の危機管理として対応する必要がある。

そのため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が平成24年5月に策定。特措法を制定するとともに、平成25年6月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定され、平成25年12月には県行動計画が策定されました。また、平成27年4月、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、南国市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）が策定されました。

その主たる対応は、1、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。2、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性、感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、国及び県と連携し、市行動計画で記載するもののうちから実施すべき対策を選択し決定する。

また、未発生期、海外発生期、国内発生期、県内感染期の発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要6項目の個別対策がきめ細かく記載されています。

1、情報収集、提供、共有について4点質問をします。

1つ、実施体制についてお聞きをします。

国が緊急事態宣言をした場合は、速やかに市対策本部を設置し、国及び県の基本的対処法を踏まえつつ、全庁一体となって対策を進めなければなりません。そこで、市対策本部はいつ設置したのか、構成は、また役割分担、ウイルス地域経済への影響、情報発信などは。また、市に罹患者が出た場合の情報公開について、市長にお聞きします。

2つ目に、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供、地域内の新型コロナウイルスの発生状況や地域内での今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通の運行状況についての的確に情報提供ができたか、関係課長に答弁を求めます。

3番目に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校、保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の市内での感染拡大防止策についての情報を的確に提供できたか、関係課長に答弁を求めます。

4つ目に、住民や保育、介護施設等からの相談体制はできているか、関係課長にお聞きをいたします。

次に、2項目めではありますが、感染予防、蔓延防止に関する措置についてお聞きをします。

住民、事業所、福祉施設に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける時差出勤等の基本的な感染症対策、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底、学校、保育、介護福祉施設等における感染対策の実施に資する目安を示すこと。公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講じるよう要請する。

以上、述べたことの中で具体的に実施したことを市長及び関係課長に答弁を求めます。

3つ目の項目ではありますが、生活関連物資等の適切な供給についてお聞きします。

住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があります。今回、非常事態宣言後にマスク、消毒液、ハンドソープやトイレットペーパーなど、一部生活関連物資の品不足が発生しました。関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止要請は行いましたか、関係課長にお聞きをします。

4点目、避難所の見直しについてお聞きします。

南国市には災害から避難した住民等が災害の危険がなくなるまで必要期間滞在したり、災害によって自宅に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する施設が、災害の種類ごとに指定避難所として市内全域に設置されています。避難所では、運営マニュアルを作成し、運営されています。その内容には、生活空間の利用方法や感染症対策は記載されています。しかし、今回ウ

イルスの根源性が大きく異なる新型コロナウイルスが発生したことで、大雨や台風などの災害がふえるシーズンを前に、住民が集まる避難所での3密を避けるため、避難所運営マニュアルの見直しを早急にする必要があると思います。今後の対応策を担当課長に答弁を求めます。

5番目、小中学校の学習のおくれと今後の対策について6点質問をいたします。

まず1点目、今回、新型コロナウイルス感染拡大により、小学校の臨時休業となった期間の授業を行うためにどのような対策をとりますか。

2点目、学校行事の見直しや子供の心のケアも必要と言われています。どのように進めていくか、教育次長に答弁を求めます。

3点目、新型コロナウイルス感染症の終息までには数年かかるとも言われています。マスク着用での授業は生徒はもとより、先生の心身にかかる負担は大きいものがあります。神崎議員の令和2年3月定例会のGIGAスクール構想の質問に、伊藤教育次長の答弁では、令和5年度中に小中学校の児童生徒1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークの整備を行うとあります。県は、5月補正で学習に必要なタブレット端末の整備スケジュールを大幅に前倒しして、県立中高、特支への端末整備を今年度中に達成するとともに、緊急時における家庭でのオンライン学習に必要な機器の整備を充実すると発表しました。本市も前倒しして整備する必要があると考えますが、教育長に答弁を求めます。

4つ目の感染症対策には、換気、空気の入れかえが大事です。学校での換気は窓をあけなければなりません。公共施設では、公民館等の窓には網戸がついていますが、小中学校の教室には網戸はついていません。これからの時期は虫や蚊が教室に入ってきますので、教室や職員室には網戸の設置が必要と考えます。各学校を調査し、早急に網戸取り付けはできないでしょうか、教育次長に答弁を求めます。

5点目、これからは感染症対策と熱中症対策を行いながらエアコンの使用となります。小中学校では、教職員、生徒全員が屋内では原則マスクを着用しています。あわせて換気は窓の開閉を頻繁に行う必要があります。例年よりエアコンの使用は大幅にふえると予想されます。年度当初の光熱費では不足が生じますので、光熱費の増額は必要と考えますが、財政課長に答弁を求めます。

6点目、換気と効率のよいエアコンの運転には、専門家の意見を聞くべきと考えます。関係課長に答弁を求めます。

6番目、第2波発生への備え、対策の検証について4点質問をします。

小康期は第2波の流行に備えるため、第1波に関する対策の評価を行うとともに、資機材の

調達等、第1波による医療体制及び社会経済活動への影響から早急に回復を図る必要があると考えますが、市長に答弁を求めます。

今回は、登園、登校前に検温したようですが、第2波の流行に備えるため、保育、学校施設等には短時間で簡単に検温できる非接触制体温計を購入すべきと考えます。また、これからの市対策本部の体制はどうなるのでしょうか、市長に答弁を求めます。

3点目、追加の経済支援策は考えているのか、関係課長にお尋ねをいたします。

4点目、学校保健安全法第20条に「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」とあります。今回の市立校一斉休業の措置は最善だったのでしょうか。一部の市立校の休業または学級閉鎖や学年閉鎖という選択肢はなかったのでしょうか。また、一斉休業の要請はどこからかあったのでしょうか、教育長に答弁を求めます。

次に、国営ほ場整備について質問をします。

市政報告に国営ほ場整備事業につきましては、事業申請に必要な本同意徴集を3月から進めております。地域の皆様の御理解をいただき、同意率は徐々に上がっております。引き続き各地区のほ場整備委員会とともに仮同意以上の同意をいただけるよう努めてまいります、とありますが、6月末がタイムリミットではありませんか、4点質問をいたします。

まず最初に、現在の同意率について。現在の同意率を地権者、面積数でお答え願います。

2点目、現状、国、県はどう認識しているかについて、国、県は現在の同意率や各団地の同意によるほ場形状等現状をどう認識しているかお聞きをします。

3点目、地権者の主な質問についてお尋ねをします。本事業は、事業計画の地元説明の開催に始まり、多くの人に仮同意を得て、今は事業着工に向けて本同意、事業に参加する意思の確認100%を取得しなければなりません。締め切りが迫っているところです。地権者はどのような意見や要望、また同意できない理由等をお聞かせください。

4点目、これからの活動についてお伺いをいたします。国は本同意取得期限の延長を認めることはできないと思われませんが、事業採択に向けて今後のスケジュールと活動計画、また妙案があればお聞かせください。担当課長に答弁を求めます。

私も議長当時、市長に同行し、中四国農政局、農林水産省へ要望活動に伺いました。南国市の10年後の農業の姿を見ると、何としても事業完成を願うものです。平山市長には、この事業に対する決意をお聞かせください。

3項目めの移住促進について質問をします。高知新聞の「東京脱出、企業はできる」の記事

に、現在、コロナ禍を受けて経団連のほとんどの企業がテレワークや在宅勤務を導入する。政府が示した新しい生活様式の働き方のスタイルには名刺交換はオンラインとまである。初対面でもインターネットを使って仕事が始められる環境が整ってきた。次の流行を避けるには、テレワークが必須だ。働く人が東京にいないなら、企業の東京脱出、地方分散もできるはず。働きたい職場が地元にあえば、若者の流出にも歯どめがかかる。新時代の分散型国土、全国知事会を創出する千載一遇のチャンスであるとあります。私はこれを契機に今まで以上、定住促進に力を入れるべきと考えます。

そこで、3点質問をいたします。

まず1つ目には、ふるさと回帰支援センターの活用についてであります。

東京都有楽町にある認定NPOふるさと回帰支援センターは、移住相談員による個別相談、地方暮らしセミナー、ふるさとの回帰フェアなどの定住希望者向けの情報発信や自治体担当者向けの交流・移住実務者研修セミナーなどの取り組みを行っています。また、高知県の相談窓口スペース設置、専属相談員の配置もしています。会員登録は年5万円ほどです。東京都心で南国市の宣伝ができます。ぜひふるさと回帰支援センターの活用はできないでしょうか、市長に答弁を求めます。

2点目、市ホームページの充実について。

今やスマートフォンやパソコンを使ったインターネットの活用はさまざまな方法があります。年代にかかわらず、多くの国民が使用しています。市ホームページの充実、他の広告媒体を活用した移住促進をしてはと考えます。関係課長に答弁を求めます。

3点目、企業誘致について質問をいたします。

南国オフィスパークの入居はどのようになっていますか。空き室はありますか。新型コロナウイルスが発生したことで多くの企業がテレワークを導入しました。今後もテレワークを継続、地方にサテライトオフィスを持つ企業が出てくると考えられます。企業誘致や南国オフィスパークの入居率を上げるためにどのような取り組みをしていますか、関係課長にお聞きをします。

次、4点目の公共工事について質問をします。

日経新聞の5月29日、とまった工事の代償の記事の一部を紹介をします。

工事は自粛要請の対象外、工期を考えると工事を続けたい。中断すれば協力会社への補償も要る。一方で、現場の安全確保も必要で、意見は分かれていたが、社員の死亡で状況は一変した。清水建設は、地震などの被害を直接受けた場合を除き、稼働中の工事をとめることはない。中断発表直後、担当者が施主の大手不動産会社に説明に行くと、こんな言葉が返ってきた。中

断は仕方ないが、工期は大丈夫か。完成がおくれれば、施主の販売計画に影響が出かねない。再開後、工事現場は変わった。あちらこちらにビニールが張られ、全員集まる朝礼も廃止、事務連絡も極力SNSで行うなど、可能な限り完全防止対策をとった。それでも、大勢が働く現場で、人の接触を完全になくすことはできない、と書かれていました。

そこで、工事現場での感染予防対策を考えると、現場はもとより、現場事務所での対策、完成までの適切な工程等、また現場事務所での工程会議を見直す必要があると思いますが、担当課長に答弁を求めます。

2点目に、南国中央地区都市再生整備計画事業についてお聞きをします。

都市計画道路高知南国線第3工区、第2工区、下水道と都計高知南国線第2工区、生活基盤施設、高知南国線沿道、南国駅前線沿道、現在建設中の高次都市施設ものづくりサポートセンター、高次都市施設中央地域交流センター、中心拠点誘導施設図書館事業の最終年度が令和3年度と承知をしていますが、それぞれの工事進捗状況を担当課長に答弁を求めます。

以上で第1問の質問を終わります。御答弁よろしくお願いをいたします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 岡崎議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、本市の対策本部設置の経緯につきましてお答えいたします。

2月13日に国内で初の死者が確認されたことで、高知県新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されました。その後、16日に国の専門家会議で、国内の感染が発生早期で、さらに進行していくと見られるとの見解が示されたことにより、本市としても早目の対応が重要との認識のもと、南国市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本年2月21日に南国市新型インフルエンザ等対策本部を立ち上げました。その後、県対策本部や中央東福祉保健所などの関係機関と連携した取り組みを進め、情報共有に努めてまいりました。

また、本市の感染症対策の本部員の構成は、関係所属長と定められておりますが、今回の新型コロナ感染症におきましては、その重大性を考慮し、全所属長を構成員とすることにより、情報共有を図ってまいりました。

なお、国による緊急事態宣言が発出されました翌日の4月8日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に移行しております。

また、地域経済への影響につきまして確認できたのは、4月15日に商工会から支援要望が届いたところで実状をお伺いしたと聞いてございます。

情報の発信につきましては、基本的に危機管理課で対応しております。

市内で陽性者が出た場合の情報公開につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、患者本人の人権に配慮しながら県が対応し、公表することになっておりますので、中央東福祉保健所が管内での陽性者を確認したという発表を行うこととなります。ただし、感染拡大を防ぐために必要な場合には、市町村名や発生場所が公表されることがあります。

続きまして、感染予防、蔓延防止に関する措置として具体的に実施したことにつきましてでございますが、まず3月に緊急のお知らせとしまして、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避けるといった基本的な感染予防、感染拡大予防対策につき、市長名で啓発パンフレットを全戸配布させていただきました。その際にあわせて、御家庭で注意いただきたいポイントを示したパンフレットや新たに設置しました相談窓口の連絡先を示したパンフレットを配布いたしました。また、注意喚起やお願いとして、市民の皆様への市長のメッセージを5回発信しております。

続きまして、第2波への備えに関しましてでございますが、現在の状況としまして、県内の感染者はゼロとなり落ちついていますが、県外では東京を中心に感染者がまだ発生している状況であります。このような中では、第2波のみならず、第3波に対しても今から備える必要があると考えております。これまでの対策の検証としましては、やはりマスクやアルコール消毒液など、感染症対策としての備蓄品や資機材の整備が不十分であったことが一番の反省点であったと考えております。特に感染が拡大した状況での避難所開設を考えた場合、感染症対策の資機材整備が急務であると考えております。現在、購入資機材のリストアップを進めているところでありますが、議員さんの御質問にあります非接触型体温計の購入も予定しているところであります。

今後の市対策本部の体制につきましては、特措法に基づく対策本部ではありませんが、南国市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいた体制を続け、第2波や第3波の流行に備えてまいります。

また、あわせて住民の皆様にも気を緩めることなく、引き続き、手洗い、手指消毒、3密を防ぐなど、基本的な感染予防対策を続けていただくようお願いしてまいります。

続きまして、国営ほ場整備事業に対する決意ということで御答弁をさせていただきたいと思っております。

まずは、地元ほ場整備委員会の皆様、また関係者の皆様方の大変な御尽力により現在に至っ

ておりますことを心より感謝申し上げます。同時に、同意率は95%を超え、大変多くの皆様の事業に期待する思いを重く受けとめているところであります。思い返せば、岡崎議員さんには、議長時代の2年間、中四国農政局及び農林水産省への要望活動に何度も御同行いただきました。今、ほ場整備が進んでいるのも当時から御協力をいただき、いろいろとアドバイスをさせていただいたおかげと感謝しているところでございます。本当にありがとうございました。

さて、本市にとりましてもちろん農業は基幹産業であり、将来にわたって維持・発展させていくことが大変重要であります。しかしながら、高齢化等による農業者の減少や耕作放棄地の増加等による農業生産力の低下が大きな課題となっております。こうした中、短期間で集中的に整備が進められる国営ほ場整備事業は、農地の生産性、効率性を高め、収益性の高い農業、稼げる農業を展開していける引き金になると考えております。

南国市はもともと高知県の中央部に位置し、香長平野という広い平野部を有しており、温暖な気候、水にも恵まれ、交通の拠点であるという非常に環境に恵まれたポテンシャルの高い地域であると考えております。ここでほ場整備を行うということは、次なる担い手であります若者たちに、多くの人たちに喜んでいただけるおいしく安全で収益性が高い農産物をつくっていただくことで、農業に喜びを感じ、そして誇りを持ち、農業者自身の自己実現が図れるような、そのような魅力ある農業が新たに展開できるのではないかと考えております。

これからの時代、スマート農業といわれます機械化、IT化を駆使した農業がどんどん進んでいく、そういった時代になっております。私も農家で生まれ、農業という環境の中で育ってきたわけでありまして。かつては体力的また環境的に厳しいところもあった農業でもございますが、年々機械化、IT化が進むにつれ、労力も軽減され、まさにスマートな農業というイメージを持つことができる時代になってきたなと改めて思っております。新しい技術を使いこなし、それ自体喜びを感じることができると改めて思っておりまして、みんながやってみようか、やってみようかと思っただけの魅力に満ちた農業が展開できる可能性があると考えております。付加価値の高い農業を展開し、高知の農業と言えば南国市と言われるような農業にも特色のある地域であり続け、全国からどんどん視察に来ていただけるような農業を展開してもらいたいと考えております。その未来のためにも、国営ほ場整備事業は実現しなければならない本市の最重要事業であります。本市の優良な農地を次の世代に引き継いでいくために、今までも申し上げてきたとおり、これが最後のチャンスと考えており、必ず事業着手となるよう全力で取り組んでまいります。

続きまして、移住促進ということでふるさと回帰支援センターということでございます。

新型コロナウイルスの影響により、企業もテレワークなど場所を選ばない新しい働き方が浸透しつつあります。高知県への移住相談では、最近の傾向としまして、相談件数に大きな変動はないものの、若いUターン希望者で移住時期を早めたいという相談割合がふえているとのこととあります。

こうした移住希望者のニーズを的確に捉え、本市の情報を有効に発信していく上では、議員さんの御提案にありましたように、有楽町にありますふるさと回帰支援センターの機能も活用すべきものと考えます。同センターには、既に高知県が会員登録し、県の移住・交流コンシェルジュが常駐して、市町村への移住相談の取り次ぎもしていただいておりますが、単独の会員登録により、年1回の会場使用料無料やイベント情報の情報誌への掲載などの特典が用意されており、個別相談や広域でのイベント開催時などにも有効活用しながら、本市への移住者獲得へと結びつけていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） おはようございます。

岡崎議員さんの御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する地域の発生状況やその対策についての情報提供につきましては、国や国の専門会議の提言等の情報に注視しながら、県との情報共有の中で進めてまいりました。特に中央東福祉保健所と本市を含む管内7市町村は、3月11日に新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村福祉保健所合同対策チームを立ち上げ、感染症対策の中心となる保健所と市町村の役割分担を明確にして、マスクやアルコール消毒液など、衛生用品の不足への対応、感染予防の啓発方法などについて情報共有しながら対策を進めることを決定し、情報提供に努めてまいりました。

続きまして、個人一人一人に対する感染防止対策についての情報提供につきましては、国の専門家会議の提言やそれを受けた国の基本的対処方針及び県の対応方針を受けて、本市としても南国市新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を定め、随時改定してまいりました。

また、市民の皆様への市長メッセージも作成し、随時ホームページ等で市民の皆様のとるべき行動やお願いしたいことなど、情報発信してまいりました。

続きまして、相談体制につきましては、国や県の相談窓口も設置されておりましたが、より身近な相談窓口が必要との御指摘もいただき、3月12日に新型コロナウイルス相談窓口を設置

し、専用電話による市民からの相談や情報提供を行っております。6月15日現在、192件のお問い合わせや相談をいただいております。

続きまして、感染要望、蔓延防止に関する措置として具体的に実施したことといたしましては、市長が先ほど申し上げましたもの以外に、状況の変化に合わせて保健所と合同で作成いたしました風邪症状が出た際の対応についてのパンフレットや、特に若い世代の方を対象とした、自分が感染源とならないよう啓発する4コマ漫画のパンフレットを作成、配布するなど、住民の感染予防と感染拡大について繰り返し啓発してまいりました。

また、国により緊急事態宣言が発出されてからは、防災行政無線から定時に感染予防の呼びかけ放送も実施いたしました。そのほかにも庁舎ロビーや正面玄関入り口にも随時啓発ポスターや注意喚起看板等の掲示を行っております。

続きまして、生活関連物資等の適切な供給につきましては、今回の感染状況下においてマスクや消毒液の品切れや価格の高騰が見られました。このことに対しましては、国により転売を禁止するなど、法律に基づいた対応がされたため、市として事業所への要請等は行っておりません。ただし、品不足が顕著であったマスクやアルコール消毒液など衛生用品の供給に関しましては、県や中央東福祉保健所との情報共有、対応策の検討の中で配布方針を決定し、備蓄品のマスクを医療機関、高齢者施設、妊婦の皆様などに優先的に供給してまいりました。また、商品が手に入らない状況の対応として、アルコール消毒液を使う場面の優先順位や代用品等についての啓発を行うなど、品不足を助長しないための対策も進めてまいりました。

続きまして、新型コロナウイルス感染症が蔓延している状態での避難所開設につきましては、感染症を拡大させないための対策が重要であります。そのための対策として、可能な限り多くの避難所を開設する、親戚や友人宅への避難を検討していただく、十分な避難スペースを確保する、風邪症状のある避難者のための専用スペースを確保するなどの方針が示されております。

特に避難所での十分なスペースや有症者の専用スペースの確保などが課題ではありますが、現在使用する避難スペースの見直しや追加の作業を行っております。具体的には、各避難所で専用スペースを指定することや、避難者が増加した場合には追加で避難所を開設できる準備をしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

〔溝渕浩芳子育て支援課長登壇〕

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 岡崎議員さんの御質問にお答えします。

保育施設での新型コロナウイルスの感染防止対策についての情報提供ですが、厚生労働省か

らの保育所などにおける新型コロナウイルスへの対応についてや、保育所などにおける新型コロナウイルスへの対応に係るQアンドAについてなどを各保育施設に送付し、情報提供を行い、感染対策については、厚生労働省が示しております保育所における感染症対策ガイドラインに沿って行うことの共通認識を図ってまいりました。厚生労働省からの文書以外の情報提供といたしましては、中央東福祉保健所が主催する新型コロナウイルス感染症対策市町村説明会への参加や、南国市・香美市・香南市の教育・保育施設の新型コロナウイルス感染拡大予防対策への対応について中央東福祉保健所と情報共有を図る機会を持ち、その協議内容につきましても市内教育・保育施設に情報提供しております。

また、保護者の方へは、家庭保育への協力依頼や、登園自粛要請、登園自粛による保育料の取り扱い、施設で新型コロナウイルスの患者が確認された場合の対応などについて、文書配布とあわせてホームページへの掲載、保育施設からの一斉メールにより周知を図っております。

また、各施設からの問い合わせにつきましては、保育所などにおける新型コロナウイルスへの対応に係るQアンドAについてなどの通知を参照しながらお答えし、子育て支援課で判断できない場合には、県や近隣自治体に問い合わせるなどして対応させていただいております。

感染、蔓延予防対策としましては、保護者の方に御家庭で行うことのできる感染予防の取り組みについての文書を配布し、その中で登園前に必ずお子さんの体温を計測し発熱があるかどうかの確認のお願い、発熱や呼吸器症状が認められる場合には登園を控えていただくよう御協力をお願いしております。

新型コロナウイルスの感染予防では、風邪やインフルエンザと同様に、マスク着用を含むせきエチケットや手洗い、手指消毒などにより感染経路を断つことが重要であるとのことから、保育所における感染症対策ガイドラインの飛沫感染対策、せきエチケット、接触感染対策に沿った対応をとっていただくように周知を行ってまいりました。飛沫感染対策といたしましては、施設に勤務する方に、国から保育施設に対して提供された布マスク2枚と、南国市からの布マスク2枚、職員につき計4枚が行き渡るようにマスクの配布を行っております。接触感染対策といたしましては、消毒用アルコールが不足し、個々の施設での確保が難しい中、市が確保したアルコールを各施設に配布することや、市対策本部で認められた代用品を週1回、各施設に配布することなどにより対応してまいりました。

また、7都府県に緊急事態宣言が発出されたことや高知県内の感染者数の拡大を受け、保護者の皆様には、4月13日から可能な範囲での家庭保育の協力をお願いし、4月16日には緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことにより、4月20日には登園自粛要請を行い、最終的

には5月23日まで登園自粛要請を行うこととなりました。月曜日から金曜日までの集計とは異なりますが、施設を利用されなかった園児が最も多いのは5月1日で、約48%の園児が家庭保育に御協力くださっております。また、家庭保育に御協力いただいた家庭で保育料の納付が必要な御家庭には、施設を利用しなかった日数に応じて保育料を軽減する手続を進めております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 長寿支援課長。

〔島本佳枝長寿支援課長登壇〕

○長寿支援課長（島本佳枝） 新型コロナウイルス対策について、介護施設等からの相談体制についての御質問にお答えいたします。

介護施設等に特化した相談窓口は設けておりませんが、市の指定する介護事業所に対しては新型コロナウイルス感染症に係る国からの通知等を周知しております。それに関するお問い合わせなどがあつた場合には長寿支援課で対応しております。

次に、新型コロナウイルス感染予防、蔓延防止に対する措置として、介護施設等に対して実施したことについてお答えをいたします。

市からは、新型コロナウイルス感染症に関して国から示される介護保険最新情報等を適宜ファクスにより市の指定する介護事業所に通知し、ホームページに掲載して周知を図っています。その中には、社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点についてや、社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知についてなど、感染防止に資するマニュアルもあり、これらに基づいて各事業所において感染防止の対策が行われております。

また、先ほど危機管理課長からの答弁にもありましたが、中央東福祉保健所及び管内の市町村で構成する新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村・福祉保健所合同チームでは、感染予防のための住民啓発や高齢者施設等への対応、マスクやアルコール消毒液等の衛生用品の不足など、広域的な協議が必要と思われる事項について情報共有を行い、対応しております。南国市からは、保健福祉センター、危機管理課、長寿支援課が参加しており、当初マスクが入手しにくい状況が続いている際に、介護施設等に対して在庫調査を行い、不足する事業者に対して緊急的に市町村が備蓄しているマスクを配布いたしました。また、中央東福祉保健所と合同で、啓発のためのチラシを作成し、通所系の事業所に対して感染予防のためのチェックリストや従事する職員への啓発など具体的な対策を示して、感染対策の参考としていただいております。

高齢者や基礎疾患がある方は、感染した場合に重症化のリスクが高いことから、高齢者施設等の感染防止について今後も高知県、中央東福祉保健所等と連携し、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

〔長野洋高商工観光課長登壇〕

○商工観光課長（長野洋高） 新型コロナウイルス対策について、追加の経済対策は考えているかという御質問に対してですが、現在、商工会のほうからプレミアム付商品券事業を実施したいとの提案をいただいております。商工会に対しまして、具体的な事業計画を上げていただくよう依頼しているところでありまして、予算の確保をしながら効果的に地域の事業者に対する支援を行うための仕組みなど、事業計画に基づき検討を行い、事業の実施に向け商工会への補助金ということで対応を考えております。

続きまして、移住促進の企業誘致についての御質問ですが、現在のオフィスパークセンターの入居率につきましては、本棟が100%、別棟が92.8%となっており、空き部屋は15平方メートルの部屋が3室となっております。企業誘致の観点から考えると、コロナウイルスの影響で今後、企業の勤務の態様が変わっていく可能性はあると思います。これまでも事業者からの地方でのコールセンターやバックオフィス等のサテライトオフィスの設置に関する相談はあり、誘致を行った経過もあります。オフィスパークセンターはこういったニーズの受け皿として考えられます。オフィスパークセンターの利用も含めまして、このような事業所の設置に対する支援策であるコールセンター等設置奨励金の活用を促しながら、引き続き企業ニーズに対して県と連携し、誘致に向けた取り組みを行ってまいります。

○議長（土居恒夫） 教育長。

〔竹内信人教育長登壇〕

○教育長（竹内信人） 岡崎議員さんのほうからは2点、私のほうに質問があったように思いますので、順にお答えをさせていただきます。

まず、GIGAスクール構想につきましては、岡崎議員からお話がありましたように、国は当初の整備計画から新型コロナウイルス感染症対策として前倒しを行うとの方針転換が示されました。このことを受けまして、本市としましても事業の前倒しを検討し、5月補正で予算措置を行ったところでございます。本年度は小学4年生から中学3年生の全児童生徒分の端末を整備することにいたしました。残りの小学1年生から3年生の端末につきましては、国の方針では令和4年までに整備する計画となっておりまして、本市も令和4年度までに整備できるよ

うに計画をしているところでございます。

このGIGAスクール構想の整備と並行して、オンライン学習等の実現に向けた準備を進めております。これは国の令和2年度補正予算によるGIGAスクール構想の加速による学びの保障における家庭でもつながる通信環境の整備に基づく国の方針を受けたものです。

具体的には、学校と家庭とをネット環境でつなぎ、各種端末活用のオンライン学習の実現です。現在のところ、児童生徒の端末は整備できておりませんので、家庭にある端末を使用していただくか、家庭に端末がない御家庭については学校から貸し出しを行うように考えております。また、オンライン学習の実現には、それぞれの家庭のネット環境を把握する必要があり、現在各家庭のネット環境や端末の有無について実態調査を進めているところでございます。こうした調査等をもとに、本年度中にオンライン学習ができる整備体制を進めていきたいというふうに考えております。

2点目の今回の市内小中学校の臨時休業の措置に関する御質問にお答えします。

本年度につきましては、4月13日月曜日から5月17日日曜日までの期間、市内の小中学校を臨時休業としたわけですが、判断までの経過につきましては、県教委からの要請ということも確かにあったわけですが、最終的には市教育委員会として判断を行い、市対策本部の承認を得ながら進めてまいりました。今回の判断には、隣接する高知市の状況というものを軽視することはできませんでした。高知市での感染拡大が見られる中、未確定の感染者がどのくらいいるかもわからない状況で、南国市に勤務する多くの教職員は高知市から通勤しており、教職員から児童生徒への感染の可能性は否定できないと判断し、市内一斉の休業措置を行うことを決めました。

御質問の一部の学校だけの休業措置や学級、学年閉鎖という選択肢はなかったかということですが、これまでのインフルエンザ等とは明らかに異なる本感染症の対応には、市内の小中学校の異なる対応ではなく、市全体として取り組むべきであると判断をいたしました。市の校長会からも各校長判断による異なる対応では、その説明責任が果たせないという意見、要望があったこともこうした判断の背景にありました。

こうした判断が最善だったかという御指摘ですが、児童生徒の安全確保を最優先とした、その時点での判断であり、またあの時期に寄せられた市民の声も全市、全県的に一刻も早く休業を望む声が大勢でありましたので、こういった措置をとり行いました。

以下、教育次長より答弁を申し上げます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 教育長答弁に引き続きまして、岡崎議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

1点目の学校に対して適切に情報提供ができたかどうかにつきましてお答えを申し上げます。

学校現場に対しましては、国、県からの通知文書や市対策本部からの情報提供を迅速に行うように心がけて取り組んでまいりました。文書では受けとめ方に違いが生じることもありましたので、重要な事項につきましては、文書と電話連絡により周知徹底を図るように努めてまいりました。また、学校休業のお知らせや家庭における外出の自粛などの3密対策、ステイホームなどのお願いにつきましては、学校からのメール配信システムによる連絡だけではなく、市教育委員会からもメール配信システムを活用したり、市のホームページを活用したりしながら、直接保護者にお願いや情報発信を行うように取り組んでまいりました。

2点目の感染予防、蔓延防止に関する措置につきましての御質問にお答えをいたします。

感染予防、蔓延予防対策としまして、学校に緊急調査を行いまして、学校の感染防止対策を進める上で必要な消毒液やマスク、フェースシールドなど、各校の実態に応じた感染防止のための環境整備を進めているところでございます。また、手洗いの励行、マスクの着用はもちろんのこと、学校における最大限の3密対策を講じて、児童生徒の安全確保に取り組むようお願いをしているところでございます。さらには、各学校の児童生徒の欠席状況や発熱状況を教育委員会としても毎日チェックをし、早期に学校との情報共有を図りながら拡大防止対策に取り組んでいるところでございます。

3点目の小中学校の学習のおくれと今後の対策についての御質問にお答えをいたします。

本市では、新型コロナウイルス感染症による緊急対策としまして、本年度に限り、前期後期制の導入と夏季休業の短縮を実施することといたしました。前期を9月18日まで、後期を9月23日から3月24日とし、夏季休業を8月1日から8月23日とし、本年度42日間ありました夏休みを23日間に短縮することといたしました。長期にわたる学校休業からの学校再開による児童生徒や教職員の心理的、肉体的負担軽減を考え、緩やかに教育活動を再開するとともに、年間計画を見直し、行事を精選するなど、見通しを持って授業時数確保に努めることができるものと判断をいたしました。こうした取り組みにより国が定めます年間標準授業時数は確保できますので、授業時数の保障により、一定の学習のおくれは取り戻していけるものと考えております。また、各学校は各単元のレディネステストを有効活用し、既習事項を単元を含めて学習を行ったり、児童生徒の負担軽減に十分配慮しながら、徐々に放課後学習や加力学習を位置づけ

ていったりするなど、創意工夫を凝らしながら学力保障に努めております。

学校行事におきましては、各校とも新しい生活様式に基づき、PTAとも協議を行いながら、中止または縮小する方向で取り組んでおります。

また、子供たちの心のケアにつきましては、5月18日の学校再開後すぐに実施をいたしました心と体の健康チェックアンケートにより、心配される子供たちに対して個別に面談を行ったり、スクールカウンセラーにつなげたりするなどの取り組みを行いました。

学校再開から約1カ月を迎えようとしておりますが、子供たちから以前のような元気な姿が見られるようになってきましたと学校からうれしい報告が聞かれるようになってまいりました。

4点目の教室や職員室への網戸の設置についての御質問の件でございますが、学校における感染症対策のための換気や空気の入替えについては、適宜行っているところでございます。御指摘いただきました、虫や蚊が多くなるこれからの時期の対策ですが、奈路小学校におきましては、実際に虫や蚊が多く見られたことから、既に職員室と教室に網戸を設置いたしました。確認しましたところ、市内の学校の職員室や教室には網戸の設置が可能ということで、現在各学校の網戸の設置状況や必要性の有無についての問い合わせを行っているところでございます。各学校の状況、ニーズを把握しました上で対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

最後となります5点目の換気と効率のよいエアコン運転についての御質問にお答えをいたします。

アメリカ疾病予防管理センターの公表によりますと、中国広州のレストランで起きた集団感染について、飛沫がエアコンの気流に乗り感染が広がったとの見方が示されました。文部科学省より5月22日付、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式によりますと、換気は気候上、可能な限り常時行うこと、困難な場合は小まめに2方向の窓を同時にあけて行うようにすること、授業中は必ずしも窓を広くあける必要はないが、気候、天候や教室の配置などにより、必要に応じて換気方法について学校薬剤師と相談しますと示されております。エアコン使用時におきましても換気は必要ということから、こうしたマニュアルをもとに学校薬剤師にも衛生管理上の対策につきまして御相談をしながら換気に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議員から御意見のありました換気と効率のよいエアコン運転につきましては、より詳しい専門家がいれば、ぜひ御意見を承りたいと思っておりますので、今後情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

〔渡部 靖参事兼財政課長登壇〕

○参事兼財政課長（渡部 靖） 岡崎議員からは新型コロナウイルス感染症対策に係る学校関係の予算について御質問をいただきました。

今回、国の第2次補正予算におきましても、学校再開に伴う感染症対策の予算も計上されております。市内小中学校には、小規模校で100万円から大規模校で200万円程度となるような補助金、補助の新設、そういったものも出てきております。この感染症対策に係る具体的な内容につきましては教育委員会のほうでまとめられることとなろうかと思っておりますけれども、議員提案の網戸の取り付け等必要になることも想定されております。また、換気の面とともに、今回、夏休みが短縮されるということもございますので、空調の稼働日数、こういったものがふえてくるということは当然考えられます。これらに十分に対応し、子供の学習保障に遺漏のないよう財政面でも支援していかなければならないと考えております。

予算措置につきましては、国の第2次補正分につきましては、早急に専決で対応させていただきたいと考えております。また、光熱水費等、これらにつきましては当初予算で年間の予算を計上させていただいております。これらを先食いという形で、不足分につきましては9月補正以降で対応させていただきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（土居恒夫） 農地整備課長。

〔田所卓也農地整備課長登壇〕

○農地整備課長（田所卓也） 岡崎議員の御質問にお答えします。

まず最初に、国営ほ場整備事業の現在の同意率についてでございます。

本事業を実施するためには、土地改良法に基づき、受益者の皆様から事業計画概要の内容について同意をいただいた上で、国に申請することとなっております。このため、同意徴集につきましては、土地改良法に規定された計画概要の公告・縦覧を開始した3月から、地元ほ場整備委員や関係者の皆様と連携して精力的に進めているところであります。この結果、現時点での本同意率につきましては、農地整備課での集計値となりますが、人数ベースで95%、面積ベースでは96%にも及ぶ多くの皆様から同意をいただいているところであります。

次に、国及び県の現状認識についてでございますが、現時点では施工申請を行っておりませんので、国のほうではまだ何も判断する材料がない状況にあります。しかしながら、現在の同意状況につきましては、限られた期間の中で95%もの多くの皆様から同意をいただいていることは、国、県ともに評価していただけるものと思っております。しかしながら、一方では場整

備事業の実施に当たっては、未同意の方の農地がモザイク状に存在していると、ほ場整備事業としての効果を十分に発揮することができないことや、円滑な事業実施の支障となることも想定されることから、こうした農地をなくすことが必要であるとの助言をいただいているところであります。このことについて、私も同じ認識を持っておりますので、こうした課題の解決に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

次に、地権者の皆様方からの主な質問は、という御質問でございますが、本同意は最終決定で、その時点での整備構想図で進めるのか、という事業の進め方に関する御質問を最も多くいただきました。こうした質問に対し、市からは工事の実施に当たっては詳細な現地調査を行った上で具体的な工事計画や換地計画を地域の皆様の御意見を踏まえて作成し実施しますので、現時点での整備構想図のままで進めるものではないということを丁寧に御説明し、御理解をいただいているところです。そのほかにも維持管理を含む費用負担や農道、水路の整備方法などについての御意見や御要望をいただいております。

一方、同意がいただけない理由もさまざまでございます。一例といたしましては、今のままで困っていないと言われる方、また相続協議が調わず、同意手続に時間を要している方などがおられますが、それ以外の方々につきましても未同意の理由や課題を整理し、それぞれの課題に応じた対応策をしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、これからの活動は、という御質問につきましては、現在本同意徴集を継続して行っておりますが、この後、施工申請を行い、令和3年1月の事業着工を目指しております。今後は、この事業着工に合わせまして、新たな土地改良区の設立が必要となりますので、それに向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、まず施工申請に進まなくてはなりません。さまざまな不満を地域の皆様方はお持ちだと思いますが、不安な点を一つ一つ解消していくとともに、皆様方から寄せられた御意見には真摯に向き合い、国、県から助言をいただきつつ、地元ほ場整備委員会の皆様とともに全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

〔松木和哉参事兼企画課長登壇〕

○参事兼企画課長（松木和哉） 岡崎議員さんの移住促進についての御質問にお答えをします。

移住希望者への情報提供といたしましては、市ホームページ内に移住者向けポータルサイト、なんこく移住計画を設け、住まいや働く場などについて情報提供を行っております。あわせてインスタグラムで、南国市の風景や地域情報などについて情報発信を行っているところでござ

います。

また現在、移住者向けのパンフレット作成に取りかかっておりまして、南国市の魅力を伝える広告媒体の一つとして今後活用していきたいと考えております。7月の中旬には高知県移住促進・人材確保センター主催で高知市、南国市、香美市、香南市の4市によります高知まんなかオンライン相談会の開催を予定しており、移住希望者のニーズを的確に捉えることで本市への移住・定住へと結びつけていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 上下水道局長。

（「議長、ちょっと発言をさしてください」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

○16番（岡崎純男） 公共工事については、答弁のほうを上下水道局、都市整備課、住宅課、建設課というように時間がありませんので、済いませんが、ちょっと重複しておる点もありますので、都市整備課と住宅課をお願いをしたいと思います。了承願えますか。

○議長（土居恒夫） わかりました。では、都市整備課長。

〔若枝 実都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（若枝 実） 岡崎議員さんの公共工事についての御質問にお答えいたします。

工事現場及び現場事務所における本市職員及び施工事業者のコロナ感染予防対策につきましては、マスクの着用、人と人との距離の確保、手洗いなどの手指衛生を初めとする基本的な感染対策を講じて作業に当たるようにしてまいります。工事の適切な工程につきましては、本年度、都市計画道路南国駅前線、高知南国線の両路線とも移転が完了していない補償物件が残存しているため、まだ工事の発注には至っておりませんが、補償物件の移転が完了次第、随時工事を発注してまいります。今後予定されているその他の工事につきましても、前倒しできる工事は前倒しして発注するなど、工期に余裕を持った早目の工事発注を行ってまいります。

次に、都市計画道路南国駅前線2工区の駅前広場を除く進捗状況につきましては、令和2年6月10日現在で、用地取得予定面積全体の99.8%の用地を取得し、道路築造工事に関しましては、事業費ベースで64.4%の進捗率となっております。また、都市計画道路高知南国線第3工区の進捗状況につきましては、令和2年6月10日現在で、取得予定用地の全ての用地を取得完了し、道路築造工事に関しましては、事業費ベースで28.6%の進捗率となっております。南国駅前線第2工区、高知南国線第3工区とも、これまでのところコロナの影響はなく、順調に整備が進んでいる状況でございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 住宅課長。

〔山崎伸二住宅課長登壇〕

○住宅課長（山崎伸二） 岡崎議員さんの公共工事についての御質問にお答えします。

工事現場における施工業者や本市職員を新型コロナウイルス感染症から守るための対策としては、個々にはマスクの着用、手洗いや手指消毒を行うこととなります。現場事務所での打ち合わせなど屋内においては、密閉空間や人の密集、人との密接の3密を避けるため、打ち合わせ等の参加人数の抑制、定期的な換気を行うようにし、工事現場など屋外では十分な間隔をあけて作業をしていただくようにして、基本的な感染予防対策を遵守した対応を行ってまいります。

また、公共工事の進捗状況ですが、現在施工中のものづくりサポートセンターにつきましては、5月末時点になりますが、出来高ベースで40.2%の進捗率となっております。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響などから、資材の一部に納入おくれが生じており、工事が若干おくれておりますが、大きな影響はない見込みです。また、中央地域交流センターの本体工事につきましては、工期は令和3年11月末までとなっております。竣工後、既存施設を解体し、外構工事を行います。また、図書館につきましては、設計業務委託が今年度末までとなっております。令和3年度以降に造成工事及び本体工事が残っております。このほかの工事につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で工期を延長しなければならない状況が発生する可能性がありますので、早目に発注できるものは早目に発注するなど、余裕を持った工期になるよう業務を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） それぞれに答弁ありがとうございました。

時間がありませんので、答弁を構えとった質問しとった課長さんには大変申しわけありません。ちょっともう時間が5分しかありませんので、教育委員会に対して今後どうしても3密を避けられないとあります。40人学級でいくと。やはりこれから30人学級ということ自体を考える必要があると思いますので、今の教室は狭いんです。中学校、小学校35人の生徒が行ったら、こうやったら手がさわるぐらいにしか間隔がとれませんので、ぜひそのことを今後1年、2年、3年と、こういったようなことを考えていかないかんとするには、その対策は非常に大事なように思います。

それと危機管理課、なかなかこんなときに現場に行くということは難しいとは思いますが、現場を見て初めてわかることがいっぱいあります。国から県からの保健所からの要望だけを要請とかといったものだけを発信するんでなしに、みずからやっぱり現場を見て、こうい

う対策が必要やというようなことを見てもらいたいと思います。特に保育施設、学校施設といったようなところは、非常に行ってみないとわからんいうところがあります。

それと、簡単に適切な情報を与えてもらいたいと思います。これは、ある保育者、民間保育園の園長さんから話を聞いたんですけれども、一部ちょっと紹介しますけれども、市からのわかりやすい全園にコロナに関する見解や他市町村の情報を集めてしっかりした情報の発信と基準の明確化をしてほしいと。フローチャート等の簡易で共通理解が得られやすいものを示してほしい。市の対応が遅く、その都度、声を上げることが増している。現在、民間園で情報交換しながら助け合っておると。こんな状況で現場はやっておるということをわかっていただいて、少人数で行って、現場の状況、保育であるとか、介護施設であるとか、学校といったような現場を見て、やっぱり現場を見たら、あれ、こういうことをしとかないかんのやないのかなということが多々あります。

そのことについて、時間がもうありませんので、2問目、3問目については引き続き9月、状況によってこのことについて話をしたいというように思います。学校のほうは、オンライン学習、これを早うにやる、私立校に負けんように。既にもうオンライン学習授業はやれておるといような状況ですので、公立の学校が遅いというようなことでありますので。ぜひ補正で補正でというようなことでなしに、国にも県にも要望せないかんと思いますけれども、できるだけ早い実施をお願いしたいと思います。

そしたらこれで質問を終わります。

○議長（土居恒夫） 4番神崎隆代議員。

〔4番 神崎隆代議員発言席〕

○4番（神崎隆代） 第415回定例会におきまして公明党を代表いたしまして質問をさせていただきます。

質問の前に、コロナウイルスに感染された世界中の皆様にお見舞い申し上げます。また、感染症と命がけで立ち向かっていただいています医療関係の皆様を初め、介護や保育、搬送など多くの皆様に感謝したいと思います。さらに、今回の対策のもと、さまざまな事業に携わっておられる多くの皆様の御協力に対しましても、心から御礼と感謝の意を表したく思うところがございます。今後も皆様と一丸となって、この苦難を乗り越えていきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、防災行政についてお伺いいたします。コロナウイルス感染症対策に懸命に取り組んで

おられる中、恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。

南国市はこれまで南海トラフを初め、大雨などさまざまな災害を想定した取り組みをしてこられました。今般コロナウイルス感染症の広がりのもと、このようなときに災害が発生した場合も想定し、これまでの体制の見直しが検討されるのではないかと思います。どのようにされているのかお伺いいたします。

とりわけ考えなければならないのが避難所の問題です。現時点におきましても、市民の避難場所としては全く足りていない状況の中、感染症を防ぐことを同時に考えなければなりませんので、足りない避難所はさらに足りなくなります。文化ホールの椅子の収納場所がどのようなというのはとるに足りない議論となるほど、全く足りないことと思います。

そこで、当然お考えであると思いますが、分散避難への対応です。現在、内閣府においても避難最優先としても、避難とは難を逃れることであり、必ずしも避難所に行くことではなく、安全な場所に逃げることだと広報しています。安全確保が認められる場合は在宅避難ということをも市民に御認識いただくということもこれからの周知ではないかと思います。それについての御所見をお伺いいたします。

分散避難を周知すれば、避難所以外の場所に避難される方もそれなりに出てくる可能性が高く、避難所外の避難者の状況を把握することが重要となってきます。避難所以外にホテルや旅館等、一時避難所に避難されている方や在宅避難者の状況把握をどのように行うのかについては、あらかじめ検討しておかなければならないことです。厚生労働省と内閣防災が設置した、医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループが作成した被災者アセスメント調査票が有効であると言われていています。被災者アセスメント調査票は、被災者支援にかかわる現場関係者の経験と知恵が凝集されているとのこと。避難所の受付窓口、災害時要配慮者名簿などをもとにした家庭訪問、見守り活動をする際に活用することが想定され、これによって在宅避難者を含め、避難者全体の状況がざっくりではありますが、把握できるようになります。と同時に、今までばらばらだった帳票が一つになり、効果的な支援や事務負担軽減につながります。既にこの調査票は5月7日、厚生労働省から自治体に対し情報提供しているようですが、危機管理課としての御認識と今後の活用についてのお考えをお伺いいたします。

また、政府は、自治体や社協だけでは被災者支援が十分にできないことが予測されることから、地域のNPOと民間支援団体とあらかじめ連携体制を構築しておくことを提起されておりますが、南国市の場合はNPOというより、地域の自主防災会の存在が極めて重要だと思います。さらに、検討の必要があるのは、分散避難の方々へ水や食糧などの物資の供給をどのよう

にしていくのか、この場合も自主防災会も行政と一体となって検討に加わらなければならないと思います。その自主防災会の活動も現在の自粛モードの中にあります。そしてまた、自主防災会の中心者も高齢化していく中にあります。自主防災会の現状把握をし、行政が関与しながら強化に努めるべきだと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、（仮称）中央地域交流センターについてお伺いいたします。

ワークショップを行った際、2階に大篠公民館の看板を掲げた入り口を用意していただくことが了承されたと思います。まずは、公民館の改築がメインであることを表にしていかななくてはならないと思います。この改築によって公民館活動がしっかりと担保できるようになることは大変喜ばしいことと思います。関係者の皆様に感謝するものでございます。そして、それ以外の場所が誰によって管理運営をされるのか、まだ決まっていないと思いますが、ちらちらお話を伺う中で、直営ではなく、指定管理者制度を活用されるのかなと認識しておりますが、その見通しについてお伺いいたします。

昨年6月議会での私どもの質問に対し、教育長は、本市における各地域の文化活動は地域公民館を核として特色ある文化芸術活動が根づいております。こういった活動をベースとして、またさらに発展させる意味においても、新たな地域交流センターの役割は大きく、先ほど生涯学習課長が申しましたように、企画運営にも市民の声を取り入れ、また市民発案、それから自主企画等のイベントやワークショップで意見のあったサポーター等の多くの人にかかわっていただくような仕組みが必要と考えております、と答弁なさいました。南国市直営になるにしても、指定管理者のもとに管理運営がなされるとしても考えなければならないと思いますが、この教育長がおっしゃった多くの人にかかわっていただくような仕組みについてはどのようにしていかれるつもりなのかお伺いいたします。

この仕組みができた場合、これまでの近隣市の文化ホールの運営とは違った要素が生まれてくるのではないかと思います。今、コロナ感染症によりさまざまな変化が求められています。働き方においてもしかり、教育のシステムについてもしかりですが、今後ワクチンや治療薬が使用できるようになれば、私たちのあり方もまた今現在の置かれている状況とは違ってまいります。今回、それぞれ薬ができたとしても、また新しいウイルスが出現するからということを言われかもしれませんが、人類その繰り返しです。全ての立場の方々が前向きに闘ってくださっての社会づくりです。対策を行う中で改革が進む分野もございます。それと同時に忘れてはならないのが人として本来あるべき姿にどう近づけていけるのか、それも考えなくてはなりません。今後、文化ホールにたくさんの人に集まっていただけるようになるのか、この課

題は克服できると考えたいです。そうでなければ日本のあらゆる分野の芸術が衰退してしまいます。それを踏まえた上での文化ホールの運営です。多くの方々にかかわっていただくということと、今後のコロナの状況を注視しながらという難しい状況下ではありますが、サポーターも含め多くの皆様に運営にもかかわっていただくことができれば、運営費の削減にもつながるのではないかと思います。南国市が新しい視点で新しい運営のあり方を示していくべきではないかと思います。御所見をお伺いいたします。

教育長は、さらに市民の文化振興と社会福祉の増進に寄与することはもちろん、次世代への継承を図っていかねばならないということは事実でございます。特に、未来の社会を支えていく役割のある子供たちに新しい芸術、文化に出会える、または情操の純化が図れる基幹施設になることを期待しております、ともおっしゃいました。教育長の望む形がより具体的になるようにするための運営のあり方、またかかわり方とはどのようなものか、お聞かせください。

子供たちの学びをしっかりと確保していく環境づくりが望まれます。そのためには専門性が高く、中央とのパイプがあるような方にお一人は運営委員会にお招きして携わっていただくことも必要だろうと私どもは思います。時期を選んでホールの運営のあり方を検討していかれますよう要望したいと思います。生涯学習課長の御所見をお聞かせ願います。

中央地域交流センターは、既に入札が終わりましたが、今後、工事の開始時期、中間検査、完成はそれぞれいつごろになるのか、進捗予定をお伺いいたします。

ものづくりセンター、中央地域交流センター、図書館など、大きな建物が建設される南国市です。建物の建築においては、中間の検査や建物を引き渡される折、必ず検査を行わなければなりません。住宅課には何名かの一級建築士、二級建築士の資格を持っている方がおいでと伺っております。それでも、これまでの南国市の入札等において、種々の危うさが見られております。現在、外部監査も取り入れているところですが、そこから学ぶことも少なからずあるとお聞きしています。実質、通常業務に追われてスキルアップをする機会が持たれていないのではないのでしょうか。職員がスキルアップを図れるシステムづくりの必要性を感じますが、課長の御所見をお伺いいたします。

最後に、これからの都市計画に対して若干お伺いいたします。

人口増を図るためにこれまでもテレワーク等の推進をお願いもしてきましたが、なかなか声なき声のように世の中はその方向には進んでまいりませんでした。しかし、今回は御承知のとおりコロナウイルス感染症の広がりの中、ネットを活用した仕事のあり方が多くの企業の中で検討され始めました。地方にいて、都会の企業に勤めることができるシステムが今後広がって

いくのではないかと期待が持てます。南国市は、この分散型社会についてどのような御所見をお持ちか、お伺いをいたします。

約10%の方が地方に住みたいという要望があることも聞いております。そのうちどれくらいの方が南国市に住んでいただけるのかはわかりませんが、その受け入れができる計画を進めなければなりません。このことについても御所見をお伺いいたします。

以上で1問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） 神崎議員さんの御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症のリスクがある中での避難行動について、現在、危機管理課といたしまして大きく2つのポイントを整理しております。

1つ目は、避難すべき人が適切に避難すること、2つ目は、避難所での感染症発生を防ぐこととあります。御質問にございました分散避難、在宅避難につきましては、1つ目のポイントにかかわることであると思っております。これまでも御自宅の災害リスクの確認や立ち退き避難だけでなく、いざというときには垂直避難も避難行動であるということを防災学習や広報等を通じて啓発してまいりました。しかしながら、今回のような感染症蔓延下での避難を考えた場合、分散避難、在宅避難等、適切な避難行動について、さらにわかりやすく啓発していくことが急務であると考えております。

その一環として、「広報なんこく」6月号において、御家族で一緒に確認できる避難行動判定フローを掲載いたしました。その内容は、御自宅の災害リスクの確認、本当に避難が必要か、安全な親戚・知人宅などへの避難が可能であるかであります。この災害リスクの確認と適切な避難行動につきましては、先日、香南中学校において実施いたしました防災学習にも取り入れており、今後も学習する機会をふやしてまいります。

また、現在、新しく作成いたしました洪水ハザードマップの全戸配布を行っているところであり、その説明文書にも記載しているなど、今後開催予定である洪水ハザードマップの説明会においても啓発してまいりたいと考えております。

次に、被災者アセスメント調査票についてお答えいたします。

御質問のとおり、分散避難や在宅避難の方が多くなると、避難者情報の集約が難しくなります。特に支援が必要な方の情報を把握できなくなることも懸念されます。現在、作成及び作成中の避難所運営マニュアルにも一定、避難者の区分において避難所避難者であるのか、在宅避

難者であるのかなどを整理する項目もございますが、この被災者アセスメント調査票に比べますと、情報が不十分な面も見受けられますので、この機会にさまざまな状況の避難者情報を統一した様式で整理できるよう、この調査票を積極的に活用するように取り組んでまいります。

次に、自主防災会の現状と支援・強化についてお答えいたします。

本市におきましては、現在164の自主防災組織、結成率95.1%でございます。そして、13の防災連合会、1つの市防災連合会が結成されております。自主防災組織は、地域の防災・減災の中心として事前の備えから発災時の対応など、大きな役割を担っていただいている組織であります。しかしながら、御指摘のとおり高齢化などさまざまな理由により、164組織の中には地域によって活動に温度差があるのも事実でございます。市といたしましては、防災組織に対する補助事業だけでなく、積極的に防災学習・防災訓練のお手伝いなどもさせていただいておりますが、まだまだ十分ではないと考えております。地域によっては、連合会組織が個々の自主防災会の活動を手助けしているところもございますし、また、地域性により結びつきの強い防災会が幾つか集まって活動を始めたところもございます。このような取り組みを参考にして、行政として積極的な支援をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 教育長。

〔竹内信人教育長登壇〕

○教育長（竹内信人） 神崎議員さんから、中央地域交流センターについての御質問がありましたので、お答えいたします。

文化芸術基本法を見てもみますと、音楽や演劇、美術だけでなく、茶道、書道、華道などの生活文化、また囲碁や将棋など国民娯楽についても規定がなされており、その内容は非常に幅広いものです。各地区の公民館や中・高等学校、高等教育機関では、さまざまな活動がなされておりますので、こうした土壌を生かしてサポーターというんでしょうか、ファシリテーターというんでしょうか、またはコーディネーターというんでしょうか、そういった核になるような人材や協力者に団体の構成員になっていただき、市主催の事業や貸館事業だけでなく、こうした方々の発案により行事や教室が開催できればというふうに考えております。

市が直営であっても、また指定管理者制度であっても、こういった人材の活用は不可欠であると考えています。また、新しい生活様式を今後進めていく中では、これまでとは若干違った仕組みや発想が必要になってきます。このような点をさまざまな方々からの意見も頂戴しながら運営のあり方を検討してまいります。

以下、生涯学習課長がお答えします。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

〔中村俊一生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（中村俊一） 中央地域交流センターの管理の仕方についてでございます。

直営での管理とすとか、あるいは指定管理者制度による管理とすのか、今年度中には一定の見通しを立てたいと考えてございます。直営とした場合は、勤務時間の関係もございまして、夜間等一部、外部委託の必要もございまして。指定管理者制度を採用する場合は、単に予約受け付け・建物の維持管理を求めるのか、あるいは文化芸術活動の振興に係る事業も含めて提案をしていただくのか、こういった検討も必要になってございます。いずれにしましても、外構、その他のインフラの完成状況等も含めて検討を行ってまいります。

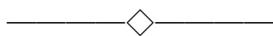
専門的識見を有する人のかかわりについて具体的に見通しを持っておるわけではございませんが、施設の運営委員会の委員になっていただく、あるいは外部からの助言者、アドバイザーとしてスポット的にかかわっていただくのか、そういったことで考えてはおります。

次に、工事につきましては、既に本体工事契約済みでございます。現場での作業は8月から現場入りするという事で予定をしております。今年度末は出来高検査の上、中間払いをいたします。竣工予定は令和3年11月末でございます。竣工後、既存施設、大篠公民館を解体し、駐車場整備等の外構工事を行ってまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時55分 休憩



午後1時 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の神崎議員の質問に対する答弁を求めます。住宅課長。

〔山崎伸二住宅課長登壇〕

○住宅課長（山崎伸二） 神崎議員さんの中央地域交流センターについての御質問にお答えします。

職員の建築に係る研修会・講習会への参加、上位資格の取得などスキルアップを図っていくことは、とても大切なことだと思います。現在、研修会・講習会への参加に要する費用については、旅費等を予算化し対応しております。ただ、昨年度は神崎議員さんの御指摘のとおり、通常業務に追われ、研修会・講習会へ計画どおりに参加できなかったという状況がございました。

た。また、上位資格の取得などについては、学習費用や学習時間が必要となりますが、現在、資格取得に要する費用については予算化しておりませんので、職員の自己負担で取得することになります。今後は、研修会・講習会への参加や資格取得など、スキルアップに意欲のある職員の負担を軽減できる手だてについて研究していきたいと考えています。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

〔松木和哉参事兼企画課長登壇〕

○参事兼企画課長（松木和哉） 神崎議員さんの都市計画についての御質問にお答えします。

地方に住みたいという要望に対して、その受け入れをということでございますけれども、新型コロナウイルスの影響によりまして、企業もテレワークなど場所を選ばない新しい働き方が浸透し、当初の予定から移住の時期を早めたり、新規に地方への移住を考える方も増加する傾向にあります。移住希望者に対しましては、移住者向けのポータルサイト「なんこく移住計画」やSNSなど、さまざまな媒体を活用して南国市の魅力や住まい、働く場などについて情報提供を行っております。

また、2段階移住の制度や、東京23区の在住者または東京圏からの通勤者が高知県に移住し、かつ対象企業に就職した場合には、移住支援金が受給できる制度も設けており、こうした支援策についても情報提供していくことで、本市への移住・定住へと結びつけていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

〔長野洋高商工観光課長登壇〕

○商工観光課長（長野洋高） 神崎議員の都市計画についての御質問にお答えさせていただきます。

岡崎議員からの質問にもお答えさせていただきましたが、新型コロナウイルスの影響によりテレワークを活用したサテライトオフィスの設置など、企業の勤務の態様が変わってくることは考えられます。コールセンター等設置奨励金の活用を促しながら引き続き企業ニーズに対し県と連携し、誘致に向けた取り組みを行ってまいります。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

〔若枝 実都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（若枝 実） 神崎議員さんの都市計画についての御質問にお答えいたします。

テレワーク等の推進により都市の企業のサテライトオフィス等を誘致することができれば、本市においても雇用の創出が多く生まれ、雇用の場の確保・拡大につながると考えております。

本市では、人口減少が続いており、特に周辺集落地域における人口減少が進み、地域コミュニティ機能の維持が危惧されており、人口減少と少子・高齢化に歯どめをかけ、産業振興の推進や地域コミュニティ機能を維持するためには、働く場と住む場の確保が必要不可欠であることから、本市では平成30年4月に高知県から都市計画法に基づく開発許可等の権限の移譲を受けるとともに、新たに集落拠点周辺エリアにおける開発許可基準や空き家の用途変更等、本市独自の市街化調整区域における開発許可基準を設けて規制緩和を行いました。

今後におきましても、この市街化調整区域における開発許可基準を適正に運用することにより、県外・市外からの移住者の受け入れを視野に入れつつ、現存する宅地、雑種地、空き家等の活用を図り、定住・移住の促進につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 御答弁ありがとうございます。

防災行政につきましては、避難行動についてのポイントの整理をされていることや、住民の皆様意識啓発に取り組まれていることもわかりました。あともう少し具体的にお聞きしたいと思います。現在、指定されています避難所におきましても、地域によっては今でさえ収容人員に足りないスペースではないかと思われまます。感染症対策を行った場合の収容人員がどれくらいになるのか、数的に具体性を盛り込んだ運営マニュアルの見直しの必要性があると思えます。また、ホテルなどにも御協力いただき、さまざまな施設を活用した分散型体制の構築も必要です。そこには、非接触型体温計やマスク、消毒液など、備蓄するものも検討されなければなりません。さらに、それぞれの家庭などに避難されている方にどのような物資をどのようにしてお届けするのか、見直しや新たに考えなければならない諸問題に取り組む必要があると思えますが、それらについての御所見をお聞かせ願います。

中央地域交流センターについてもそれぞれお答えいただきました。文化芸術基本法の基本理念第2条の3には、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」とされております。この基本理念にのっとり、南国市の全ての皆様に喜んでいただける中央地域交流センターの存在となっていきますよう願っております。

携わっておられる方々が建築物については勉強されたことがよくうかがわれますが、成功させていくためには、まず行政の考え方、目指す運営の形、そういったことにおいて自覚と

ますか、高い意識といいますか、そんなことが大切だと思います。さらにその感覚を養うためにどのように学んでいこうとされているのか、また既に学びの場を持っておられるのであれば、そのことについてお聞かせ願いたいと思います。

建築に関する質問にもお答えいただき、ありがとうございました。資格を持っている技師の方々がたくさんおられるとのことですので、1つには若い資格取得者を次にどのようにつなげていくのかということだと思います。また、資格取得者であっても、要は現場感覚が大切だと思います。日々の業務の中で現場感覚を養うこと、そのためには現在の体制で十分なのか、これが2つ目の課題ではないかと思うところです。スキルアップがなされていくことで安心した業務執行につながるのではないのでしょうか。そのためのシステムづくりについては市長の御所見をお伺いいたします。

これからの都市計画に対しての質問ですが、人口増を図るためにこれまでもさまざまに工夫を凝らした施策を行ってこられたことについて御説明をありがとうございました。コロナウイルス感染症対策の中、図らずも働き方の改革が動き出しました。こちらが呼びかけなくても都市に住まわれている方々みずからが地方へ移り住むことに動き出したわけです。受け皿の充実が果たしてどれくらい必要と思われているのか。オフィスセンターは増築したばかりですが、十分なのか、別枠の場所の確保を考えておられるのか。企画課長の答弁でありました対象企業に就業した場合の対象企業とはどういうところでしょうか。その移住支援金の内容についてもお聞かせください。

商工観光課長からは、事業所の設置に対する支援策、コールセンター等設置奨励金についてお話がありましたが、支援策や奨励金の内容についての御説明をお願いいたします。

都市整備課長からは、都市の企業のサテライトオフィス等を誘致することができればというふうにお答えいただきましたが、これからさらに誘致する方向で計画をされているということでしょうか。

また、平成30年4月に高知県から都市計画法に基づく開発許可等の権限の移譲を受けてから2年後には見直しをされるということだったと思いますが、それはどのようになっているのでしょうか。課長がおっしゃいました住む場の提供を南国市として用意しなければならないと思いますので、そのことについて詳しくお聞かせください。

2問目についての御答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） 神崎議員さんの職員の資質向上を図るシステムづくりということでござ

いますが、最近では公共施設の非構造部材の耐震化とか、もちろんものづくりサポートセンター、また仮称の中央地域交流センター、また今後は図書館というような大きな事業が固まっているような状況でございまして、非常に建築技師の皆様方は忙しい状態であろうということは思います。それで、なかなか研修とかも参加できないという状態が今あるということございまして、建築技師の皆さんは、事前調整や工事の発注準備など、重要な役割を担っていただいているところでございます。ということで、当然スキルアップ、人材育成ということは非常に重要なことであるわけございまして、それを図るために必要ということであれば、その職場体制というのも見直すということも必要になってこようかとは思っています。

今の状態はちょっとハード事業、大きな箱物事業が集まっているような状況でございまして、今後適切な事務の遂行、またそのスキルアップ、人材育成という面を考慮した上で、その事務を進めていく内容等ももう一回精査しながら、今後の事業の見通しということも考慮しながら、その体制整備には改めて考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 感染症対策を行った場合の収容人数についてお答えいたします。

南海トラフ地震が発生した場合に開設する避難所に収容できる人数は、現状1万404人ですが、感染症対策後の収容人数は7,820人となります。今回の新型コロナウイルス感染症対策の検証といたしまして、市長も申し上げましたが、備蓄品や資機材の整備が不十分であったことが課題として挙げられます。現在、避難所運営マニュアルの見直しも進めており、避難所に必要な非接触型体温計やマスク、消毒液といった備蓄品もあわせて整備するようにいたします。

また、在宅避難をされている方に対する物資の配布につきましては、先ほど質問にございました被災者アセスメント調査票を活用し状況把握をした上で、指定避難所に物資を取りに来ることができない避難者の方に速やかに配布が行えるよう、発災時に各避難所において立ち上げられる避難所運営委員会の中心的役割を担う自主防災組織と事前に検討を行っていきたく考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またはこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならないと、法の基本理念をおっしゃいました。高い芸術に触れる機会、みずからが参加する、あるいは創造する機会が求められております。スポーツでは最近、する・みる・ささえるということが言われておりますが、それに似たようなことでさまざまなポジションからの参加が求められておるということでございます。その上

で目指す運営の形についてのお尋ねでございますが、聴衆として、あるいは演奏者、クリエイターとして、それぞれの立場の方がございますので、多方面から御意見を頂戴して運営の形を決めていかなければなりません。また、先ほどの質問のとき、専門家のお話もしました。ホールの設計に携わっておる方ですとか、実際よその施設の指定管理を受託されておる方なども加わっていただいて決めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） まず、誘致企業への支援策でありますコールセンター等設置奨励金の内容につきまして御説明をさせていただきます。

上限金額、助成期間が事業所規模により異なりますが、採用職員に対する人材育成に要する研修費用の2分の1の支援、南国市の住民を雇用した場合に交付される雇用奨励、土地家屋の賃借に要する経費の2分の1の支援、求人チラシ・広告など人材確保に要する経費の2分の1の支援などの内容になっております。

サテライトオフィス等の誘致につきましては、お話がありましたオフィスパークセンターが受け皿の一つになるかと考えております。岡崎議員の御質問にもお答えさせていただいたとおり、現在、本棟が100%、別棟92.8%の入居率になっており、あいておる部屋が15平米3室ということで、十分なものであるかということにつきましては、十分ではないかもしれませんが、そういった状況もありますことから、市内の未活用物件の情報収集なども行いまして、企業ニーズによって県と連携をして誘致に向けた取り組みを行っていく必要があるかと考えております。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 移住支援金につきまして御説明をさせていただきます。

受給の対象となります方につきましては、東京23区の在住者または東京圏からの通勤者、この方が高知県の県内に移住をいたしまして、かつ県が認定をいたします移住支援金対象企業に就職した場合に、就業後3カ月を経過した後に申請をいたしますと、世帯で100万円、単身者で60万円の移住支援金を受けることができる制度でございます。

この移住支援金の対象企業となるためには、高知県のマッチング支援対象企業の認定が必要でございまして、県税の滞納がないこと、官公庁等でないこと、資本金10億円以上の営利目的とする企業でないことなどの認定要件を満たす必要があります。本年3月末現在で、県内では122の企業がここに登録をしております、南国市から14の企業が登録をしております。加えて、高知県マッチングサイトへ求人情報を掲載する必要があります。6月16日現在、県内では

50の求人情報の掲載がございまして、南国市の企業等からは株式会社フタガミさん、グッドラックカンパニー株式会社さん、あと社会福祉法人ふるさと自然村の3社がこの求人情報へ掲載をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 神崎議員さんの2問目の御質問にお答えをいたします。

まず、規制緩和につきましては、権限移譲から2年後には、その効果等を検証し、規制緩和の見直しの検討をすることとなっております。現在、GISの地番情報に基づき定義づけされている各区域のエリアデータと、住民基本台帳の人口異動住所データとを連動させ、各区域の出生・死亡による自然増減、市外からの転入や市外への転出による社会増減及び市内の転居による転居増減を指標として設定し、居住誘導区域を初め、都市機能誘導区域や市街化区域、市街化調整区域、集落拠点エリア等の各区域における人口動態の把握と分析を行っているところでございます。そのほか、権限移譲後これまでにどんな開発許可基準で建築物が建築されたのか等も調査した上で、9月までには規制緩和の見直しについての方向性を出したいというふうに考えてございます。

次に、住む場の提供といたしましては、市街化区域におきましては、現在、篠原地区で都市計画道路高知南国線の整備にあわせまして土地区画整理事業を実施してございます。土地の区画が整った防災性の高い良好な住宅地が供給できるよう現在整備を進めております。

また、集落が位置する市街化調整区域におきましては、本市の条例で集落拠点周辺エリアにおける開発許可基準を定め、平成29年1月1日時点において、不動産登記法上、宅地、雑種地であれば、人の要件を問わずに戸建て住宅の建築を可能としており、市外からの移住者も建築が可能となっております。

また、空き家の有効活用といたしまして、エリアを問わず、空き家や持ち家など合法的な住宅であれば、第三者が建物を所有し、居住するための用途変更を可能としており、本市へのU I Jターンを希望する人や、南海トラフ地震対策として居住移転を希望する人に対して、空き家の活用を促進し、住む場の確保に努めてございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） それぞれに御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

この6月8日には、新型ウイルス感染症対策に配慮した避難所開設運営ガイドラインの第1版が、また6月10日には、そのQアンドAが内閣府ほか関係省庁連名で発出されました。官民一体となって取り組んでまいりたいと思います。災害はいつ起こるかわからないだけに、待っ

たなしの対応が求められます。コロナについても第2波、第3波への警戒をしつつ、確実に準備をしていかなければなりません。しっかりとした緻密な計画と備蓄の拡充を急いでいただきたいと思います。山田課長、よろしくお願いいたします。

最後に、確認の意味で市長にお伺いいたします。

世界は今、気候変動や人種差別、さまざまな格差の問題などを抱える中、持続可能な世界を目指し、SDGs 17項目を目標にしていますが、実際には相当な努力をして取り組まなければ進まないことも多いと感じます。このたびのコロナウイルス感染症の蔓延は、経済活動に大きな影響を与えましたが、経済活動の縮小により、CO₂の排出量については格段に減少しているということです。これはコロナの蔓延ということにより強制的に実行させられたとも言えるのではないのでしょうか。今後、社会のありようも大きく変わっていくことと思います。今、経済は大きく落ち込んでいます。今後、南国市の税金についてもどのようになるのか、国はどのように対応するのか、現時点では見えない状態にあります。そのような中で大型事業を進めているわけですが、中央地域交流センターの運営費のこともございます。これからの南国市のかじ取りについて市長の御所見をお伺いいたしまして、代表質問を終わらせていただきます。平山市長、よろしくお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） 神崎議員さんから、これから南国市のかじ取りということで方向性、どのようにやっていくかということでございます。

この新型コロナウイルスの経済への影響というのは非常に大きなものがあるというふうには思っております。いかに早期に回復をさせるかということは、やはり国と地方が連携して取り組みをしていかにやあいかんというところであると思っております。

短期的に考えますと、やはりこの影響によりまして税金というものの減少ということはもうやむを得ないことであるのかと思っているところでございますが、やはり長期的に考えますと企業団地、今南国市では日章の工業団地を進めているところでもございますし、ほ場整備事業、産業の創出ということを行って、そちらによりまして税金を上げていく努力ということが必要になってくるということでございます。これからもやはり企業団地の造成とか、そういった産業振興に努めていくという継続的な取り組みが必要であるということでございます。

また、人の減少を食い止めるということももちろん必要になってくるわけでございまして、文化会館ということで先ほど中央地域交流センターとかということの御質問とかもありましたが、そういった魅力ある建物を整備するということは、人の移住ということにも影響があるの

ではないかと思うところでございます。やはり魅力ある町でないといふふうには思いません。そういった面で、南国市は今魅力を向上させる施策に取り組んでいるところでございまして、そういった施策はこの際やっておかなければならないと思っております。この機会というのは、もちろんコンパクトシティーを背景にしました立地適正化計画による補助事業でやっているところでございまして、ここでこの魅力あるまちづくりをやっておかないと、今後そういった補助事業があるかどうかはわかりません。もしくはこういった施設を整備したいという要望があっても、やるなら単独事業になるという可能性もあります。将来的なりスクっていうのもやはり出てくるのではないかというふうには思っています。整備をしておかなければならない、この時期を逃してはならないというふうには思っているところでございます。

それはその施設の整備をした上で、また税金の確保等は長期的な視点で今後も続けていくということでございまして、短期的に言いますと、やはり税金が減って、税金が減るのはもう目に見えているところでございますので、この財源というのを確保するためには、やはり地方財政計画の中で、地方の必要な一般財源総額というものを確実に担保していく、確保していくということが大切であろうと思っております。そういった意味ではやはり市長会等を通して国のほうにこの地方の一般財源の総額の確保ということを求めていくということも必要であると思っております。以上でございます。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（土居恒夫） 20番福田佐和子議員。

〔20番 福田佐和子議員発言席〕

○20番（福田佐和子） 私は通告してありますコロナ対策について、2、ものづくりサポートセンターについて、ほ場整備と農地の保全について、4、地産地消で安心・安全な学校給食についてお聞きをいたします。

新型コロナウイルスは、経済とともに多くの人に打撃を与えました。高知では74人が感染し、3人の方がお亡くなりになり、心から御冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。医療や介護、保育や学童、量販店やタクシー、バス運転手など、そしてこの市役所も自粛中も休むことができず、恐怖の中で仕事をされた全ての皆さんに敬意と感謝を申し上げます。一日も早く終息し、感染予防策が確立し、実行されることを心から願っております。

経済大国と言われながら、いざというときのもろさと日ごろの国の政策が、決して国民が大切にされるものではないことが次々明らかになりました。国が統廃合を進めようとした病院、数を減らされた保健所が今回果たした大きな役割を考えますと、充実させることこそ政治の責

任との市民の声は当然ではないでしょうか。まだ確かな先を見通すことはできませんけれども、南国市政は常に市民一人一人を守るという地方自治の本旨に立ち返り、一人一人に光が当たるきめ細かな施策をとるべきだということをまず確認をしておきたいと思います。

私たちは自粛と保障はセットで、そして今困っている人に早急に支援をと国会でも求めてまいりましたが、国は支援すると言いながら、一番苦しいときに一番苦しい人に手が届きませんでした。遅いというのが市民の実感です。国の不足を市が補うものではないと前市長に言われたことがありますけれども、目の前の南国市民を守るのは市の責任です。国がしないから、そのままにしておくは、決してあってはならないと思います。家賃補助に加え、地代の支援、飲食業だけではなく、全ての事業者に支援をする市の独自補助はどれだけ多くの方に喜ばれ、安心感を与えたか、はかり知れません。まだ決定していないのに、ぱっと顔が明るくなりました。一日も早く一人でも多くの方を支援できる方法をと願ってやみません。

まず、新型コロナウイルスについてお聞きをいたします。

1点目は、議会の特別委員会には報告がありましたけれども、その後のことも含め、今回の新型コロナウイルスに関する市の現状と支援策、そして申し込み状況などについてお聞きをいたします。

2つ目は、10兆円もの予備費を含む国の2次補正について、市長はどのように評価をされておられるでしょうか。

3点目は、今回コロナにより職を失った方もたくさんおいでになると思います。生活保護の申請もふえています。そういった人たちの雇用と市職員の負担も考慮しながら、臨時職員の雇用で両方を支援すべきではないかと思います。既に行っているかもしれませんが、この点についてお聞きをいたします。

4点目は、市の対策本部は会議の議事録を残しているでしょうか。感染が繰り返されることは考えたくありませんけれども、これまでのその時々判断の基準になった議論は今後の指針となり、重要な記録となります。概要ではなく、残すべきだと思いますが、残しておられるのかどうか。また、求められたら公開をされるのか、あわせてお聞きをいたします。

次に、教育と保育、学童など、子供についてお聞きをいたします。議会の対策委員会から出しました市長宛ての要望書には、子供のケアについて市教委から詳しい回答がありましたけれども、改めてお聞きをいたします。

コロナによる自粛、休校への受けとめは大人と子供では大きな違いがありました。大人は感染しないようにとしっかり予防し、仕事はできる限り在宅で、自粛中はふだんできなかったこ

と、思いもつかなかったマスクを縫うことなど、次々考え出していましたが、子供たちにとってはいきなり休校になり、家を出て友達にも会いに行けず、連日テレビは感染者数と亡くなられた人のニュースが流れます。恐怖で身動きできない状況下に当初は子供たちは置かれていました。外へ出ず、ゲームか本、テレビ、自宅学習などで動くことがないので、食欲も出ず、色が白くなり、体重が減った子供さんもおります。見たときは本当にショックでした。今、休校が解けて、地域にはじけるような子供の声に戻り、登下校の姿を見て、改めて子供たちの姿がありがたいと思いました。同時に、子供たちのために力を尽くしているのかどうかも突きつけられました。ともすれば、声が大きなほうに流され、声を上げることができない子供たちはいつもそのままになっているのではないかと。今回子供が受けた死への恐怖と不安は学校が始まって簡単に修復できないかもしれませんけれども、どんなに怖かったか、その思いを共有できる教育の場になるよう求めておきたいと思います。

そこで、お聞きをいたします。

1点目は、学校や保育、学童などでの子供たちの状況はどんな様子だったでしょうか。

2点目は、自粛と恐怖の日々を過ごした子供たちのケアには、きめ細かな先生の日と手が必要です。家庭で目配りされていた日々から学校へ行きます。なれるまでは大変だと思います。勉強と同時に心のケアにも行き届くように、先生の増員を早急に県へも要望すべきだと思いますが、要求されるのかどうかお聞きをいたします。

次に、少人数学級の必要性についてです。岡崎議員からもありましたが、これまでも少人数学級が求められてきました。今回のように3密を防ごうとするには、20人学級が通常となっていれば、学校も子供も現在のような苦労はすることなく、すぐに対応できたのではないかと思います。今後はどんなときにでも対応可能な人数としておくことが大事ではないかと思います。お考えをお聞きをいたします。

4点目は、コロナにより収入減になった世帯への就学援助金のお知らせをされたと聞きましたけれども、小中全校にしているのかどうかお聞きをいたします。

次に、ICT化について伺います。

午前中の質問にもありましたけれども、家庭にネット環境のない子供への教育保障のためにも学校だけではなく、家庭への支援も含めたものにすることを求めたいと思います。市長会決議では、一人一人の端末及びネットワーク環境の整備後における学校のICT環境の維持改善に必要な経費については、全額国の責任において財政措置をするということが決議として上げられております。ぜひ南国市の負担なく、国に必要な経費は求めていただきたいと思います。

そして、突然の休校は、先ほど申し上げましたように、子供たちの間に暮らしや学習権にまで格差を生み出しました。全ての子供たちを視野に入れたICTを取り組んでいただきたいと思います。

次に、暮らしについて伺います。国保税について。国保税やその他の税などの減免、猶予について伺います。

自営業の皆さんは、今回軒並み売り上げが減少いたしました。国保税や介護保険料、そしてその他の税を減免、猶予すべきだと思いますが、南国市はその見通しがあるのかどうかお聞きをいたします。

次に、公共交通も減収になっております。支援策はあるのかどうかお聞きをいたします。

以上でコロナ対策を終わります。

次に、ものづくりサポートセンターについて伺います。

市民からの声をもとにたびたび質問をしてまいりました。その都度、丁寧な答弁はありました。今回は、前回より進んだ中身についてのみ答弁をいただきたいと思います。

1階の海洋堂以外の場所は、市民や市内企業が気軽にいろいろなことをするために利用できると思っていたわけですが、個人やグループで入る余地がないのではないかと思います。この人たちは協議会にも入っておられません。さきの臨時議会での質疑への答弁を文書でいただきましたが、その中で指定管理は公募と答えておられますけれども、物部川流域の計画では、事業主体は南国市商工会、南国市市街地活性化推進協議会、海洋堂、奇想天外となっております。事業主体とは別に指定管理者を決めるということになるのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、ほ場整備と農地の保全について伺います。

まず1点目は、十市東沢土地改良区のほ場整備は高齢化による耕作放棄地とならないように、また担い手に耕作を委託できるようにと県営事業で行われました。しかし、ほ場整備後に土地が変形する状況が起きております。本来の目的を果たせないことになっております。このままでは当初の事業目的が果たせないのですが、手はあるのか。大切な農地を耕作放棄地とせずに、担い手に委託できるよう早急に変形補修を行うべきだと思いますが、お聞きをいたします。これまで土居議員からも詳細な質問がありましたが、一日も早く実施することを求めたいと思います。要望してありましたほ場整備後の農地変更補修はできるのかどうかお聞きをいたします。

次に、農地の保全について伺います。

片山地区に建設予定の太陽光発電建設予定地は雑種地などで、農業委員会の許可は要らない

ということでありますけれども、地目変更の経過をお聞きをいたします。

次に、地産地消で安全な学校給食について伺います。3月議会でも同じ内容で土居議員が質問をし、次長からは丁寧な答弁がっておりますけれども、前段の農地保全と農業の担い手育成の視点からお聞きをしたいと思えます。

安さと労働条件など、これを理由に次々と他国に依存してきた結果、今回のような事態になると全く無防備であることが思い知らされました。マスクさえ自給できない。食料自給率に至っては37%で、コロナが長期化すると大きな影響を受けることとなります。地産地消は南国市の売りでしたが、現状は難しいこともあるのは事実と知っております。土地を守るということも難しいのは理解をしております。産地を市内、県内、国内としてきた南国市の学校給食を今後でもできる限り市内で調達し、子供たちの成長に欠かせない学校給食、安心・安全な地元産で学校給食をと願います。ほ場整備も農地保全も担い手育成やIターン、Uターンの農業者を支えることにもなりますし、子供たちの健全な成長も約束をするものではないでしょうか。

以前、給食材料を市内でほとんど調達している市を調べたことがあります。何度か行ったことがありますけれども、献立に合わせて、何曜日のどの給食には誰が何の食材を何人分提供できるかなど、きめ細かな計画も立てて実施をされておりました。簡単なことではありませんけれども、農地と農業者を守り、子供たちの健やかな成長を保障するという意味では、南国市もぜひ取り組むべき課題であろうかと思えます。他国との行き来はもちろん、他県さえ行き来できない状況を考えれば、災害時も含め、地産地消はどんなときにも対応できる、農業委員会と教育委員会にはぜひ協力して実現をと要請をしたいと思えます。教育委員会、農業委員会、それぞれの立場での取り組みをお聞きして、1問を終わります。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 福田議員さんの御質問にお答えいたします。

国の第2次補正予算についての評価ということでございましたが、このたびの2次補正予算でございます新型コロナウイルス感染症対策に取り組むための国の第2次補正予算につきましては、全国市長会のこれまでの提言が数多く盛り込まれており、第1次補正で支援が行き渡らなかった、また不足したという部分に手当てがされたという点では評価できるところであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、地方が地域の実情に応じて感染症対策として実施できる家賃支援や持続化給付金などの大規模な対応を行っている実績を踏まえて、第1次補正の1兆円と合わせて3兆円となったことは高く評価されるもので

あり、地方の意見を踏まえた配分を行うとともに、用途については事業を迅速かつきめ細やかに実施するために自由度の高いものにしていただきたいと思いますと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金につきましては、地域の医療機関において診療体制の確立や医療従事者の増員などの実情を踏まえ、全額国費とされた上、増額されたことや、学校再開に伴う感染症対策や持続化給付金の対応強化のほか、農林漁業者が厳しい事業環境を乗り越え、事業継続を図ることができるよう販路回復・開拓を初め、経営環境を改善するための新たな助成金が創設されたことも地方の実情を踏まえた予算が確保されておりますので、本市といたしましても住民の命と健康を確保し、住民生活及び地域経済の安定を図るため、引き続き必要な対策に取り組んでいく決意であります。

本市の第1次補正予算の地方創生臨時交付金の金額は1億7,764万2,000円でしたので、第2次補正分により、一日も早く市民生活の不安が解消され、地域経済の回復が図られますよう、対策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

〔中島 章参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 福田議員の御質問にお答えいたします。

まず、特別定額給付金の申請状況につきましては、対象世帯数は2万2,238世帯で、郵送での申請通数は6月15日現在で1万8,769通、オンライン申請は15日0時までで406件、窓口申請は15日までで1,538件となっております。給付状況につきましては、本日16日振り込み分を含めまして1万7,442世帯、38億510万円を給付しております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等に対する雇用対策として、市の会計年度任用職員としての雇用についての御質問でございますが、コロナ感染症に対する雇用対策としてはございませんが、特別定額給付金の事務では正職員以外で派遣職員4名、会計年度任用職員4名を契約また雇用して業務に当たっております。現在、会計年度任用職員としての雇用の募集につきましては、各部署においてハローワークや市のホームページで募集を行っているところでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により余儀なく離職や解雇等をされた方につきましても応募していただければと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

〔長野洋高商工観光課長登壇〕

○商工観光課長（長野洋高） まず、新型コロナウイルスの対策についての御質問にお答えさ

せていただきます。

現在実施しております家賃支援事業につきましては、当初飲食店の家賃のみを対象にしておりましたが、対象業種を商工業者とし、また家賃と地代を対象にしまして現在約60件の申請が上がっております。また、テイクアウト支援につきましては5件の申請があり、給付を行っております。

市版の持続化給付金につきましては、現在実施に向けて準備を行っております。現在想定をしておる内容につきましては、2019年12月31日以前に市内に事業所等を置く法人、個人事業者、個人事業者で事業所等を有さない形態で事業を営む場合については、南国市に住所を有し、現に居住している事業者であって、原則として新型コロナウイルス感染症の影響で本年3月から6月までの間の連続する3カ月の平均事業収入が前年同期比で20%以上減少した事業者に対し給付するもので、事業収入に係る確定申告または住民税の申告をもって確認を行う予定をしております。給付額につきましては、本年3月から6月の間で売上減少の算定対象とした月のうち、任意の一月の前事業年度の年間事業収入からその月の事業収入に12を掛けた額の差額で、上限額が個人事業主20万円、法人については市内事業者における常時使用従業員が50人未満の場合40万円、50人以上100人未満の場合は80万円、100人以上の場合は120万円となります。この持続化給付金につきましては、現在制度内容を詰めている状況であり、6月下旬からの受け付けを予定しております。受け付けが行えるようになりましたら、市のホームページやSNS、関係機関の協力による周知を行っていきたくと考えております。

続きまして、ものづくりサポートセンターについての御質問にお答えさせていただきます。

ものづくりサポートセンターにつきましては、観光誘客、観光振興、ものづくりにかかわる人材の育成、市民へのものづくりに接する機会の創出並びにもものづくりに関する研修、指導及び相談、本市にかかわる製造業等の展示及び発信、地域情報等の受発信などを行うこと、また誘客した来場者により周辺地域ににぎわいを生み出すことを目的とした施設であり、地域活性化の拠点となる公の施設となっております。

施設の運営につきましては、指定管理を予定しております。福田議員さんの質問にもありましたとおり公募を予定しております。施設の運営と並行してものづくりを切り口にした地域活性化の取り組みにつきましては、昨年10月にはナンコクフェスティバルを開催しました。地域のものづくりの作家や企業、学校、クラフト作家の方々などにもものづくりの体験コンテンツの提供をいただいたり、多くの幅広い年代の市民の皆様楽しんでいただきました。また、小物やアクセサリなどの製作を行っているクラフト作家の方々が出店する、まけまけマーケッ

トについても体験、販売など、多くの方々でにぎわっております。よってこ広場を会場に定期的に行っております t e t e マルシェなども含めて、こういったものづくりを切り口とした取り組みにつきましては、海洋堂さん等の協力もいただきながら、商工会、観光協会、市、また地域の方々というふうな役割分担を行いながら実施をしていくということで、継続的にこういった取り組みも行っていきたいというふうに思っております。

次に、市民グループの活用という御質問があったかと思いますが、ものづくりサポートセンターで直接的に市民の方々が商売をするっていうようなことは想定はしておりませんが、こういった市民の方々、地域でものづくりをされておる地域の方々につきましては、その作品展示であるとか、ワークショップの実施など、ものづくりを切り口にした利用を多くの方々にしていただけるようなスペースも設けておりますので、こういった利用はたくさんしていただきたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） 福田議員さんの御質問にお答えいたします。

市対策本部の議事録の作成につきましては、現在15回の対策本部会議を開催しており、全ての会議の議事録作成を行っております。請求がございましたら、公開をいたします。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

〔松木和哉参事兼企画課長登壇〕

○参事兼企画課長（松木和哉） 福田議員さんの新型コロナウイルス対策についての御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの影響によります公共交通に対する支援策といたしましては、とさでん交通に対する追加支援措置としまして、複数市町村にまたがって運行しています国庫補助路線について、現行の補助制度において生じています事業者負担分を高知県及び沿線市町村で補助を行い、バス路線の運行継続と会社の資金繰りを支援することを予定をしております。対象となる路線につきましては、とさでん交通が運行します国庫補助路線10路線でございまして、このうち南国市区間を運行する路線としましては、田井線、神母ノ木線、前浜線、高岡線、宇佐線の5路線となっております。

なお、市内4路線を運行しますNACOバスにつきましては、4月、5月の利用者は通常時に比べ4割減となっておりますけれども、運行を委託します2つの事業者には、年間の委託料

の上限額から運行事業者が受け取る運賃収入及び国庫補助金を差し引いた額で支払いをすることにしておりまして、今回も収入減により直接運行事業者には負担増にならないという制度設計となっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

〔溝渕浩芳子育て支援課長登壇〕

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 福田議員さんの新型コロナウイルス対策についての御質問にお答えします。

教育・保育施設での対策につきましては、岡崎議員さんの御質問で答弁させていただきましたが、放課後児童クラブにおきましても教育・保育施設と同様に感染予防対策をとりながら、児童の受け入れを行ってまいりました。感染予防対策といたしましては、国のあっせんにより市が消毒用アルコールを確保し、15の放課後児童クラブへの配布や、高知県より支給のあった児童用マスク、指導員の方には南国市から布マスク2枚が行き渡るように配布を行っております。

また、放課後児童クラブを利用する保護者の方にも、感染拡大予防のため、自宅で留守番が可能なお子様については来所を控えていただくよう御協力をお願いしておりました。4月は約48%、5月は平均約55%の児童に御協力いただき、最も多くの方に御協力いただいたのは、5月1日で、その割合は79%となっております。御協力いただいた児童の利用料につきましては、利用日数が少ない場合は減額するよう手続を進めております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 教育長。

〔竹内信人教育長登壇〕

○教育長（竹内信人） 福田議員さんから、教員の増員と少人数学級の推進についての御質問がありましたので、お答えをいたします。

教員の増員と少人数学級の要望については、これまでも市町村教育委員会連合会や都市教育長会を通して県や国に要望をしてまいりました。特に現在のコロナ禍においては、その必要性が高まっていることをひしひしと感じております。

まず、少人数学級ですが、教室の密を防ぐためには、1学級20名前後が適当と考えております。これを実現するためには、教員の大幅な増員と教室の設置が必要になってきます。また、学校にとっては支援員や補助員の配置も大変ありがたいことではありますが、最も必要な人員は、授業が単独でできる資格を持っている正教員の配置であるということ言うまでもございません。

国は、令和2年度の2次補正で、3,100人の加配教員の配置を打ち出しております。しかし、全国には小中学校は約3万校あります。つまり90%はその恩恵にあずかることができないということになります。福田議員さんを初め、皆さんが国に要望をしてくださっております教員の10万人増員で、1校当たり三、四人の加配ということは、教育現場にとっては熱望するところではあります。10万人の増員で1兆円という試算が出ているようなんですが、この1兆円という予算が確保できて、また10万人の加配が認められたとしても、教員のなり手不足や教室の不足という課題は残るわけですが、こういう時期だからこそ、特に必要性を訴え、継続して要望してまいりたいと思います。

以下、教育次長より答弁を申し上げます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 教育長答弁に引き続きまして、御答弁を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、子供たちの心に大きな影響を与えるものと受けとめております。3月4日から春休みを含みまして学校再開となりました5月18日までの75日間、分散登校や学校の居場所としての登校等はございましたが、その大半を家庭で過ごすことになり、子供たちにとってこれまでに経験したことのない大変なストレスを抱えた日々を過ごしてきたのではないかと認識をしております。福田議員さんから御指摘いただきましたように、子供たちの心に共感できる教育委員会でありたいと私も思っております。

1点目の学校休業中の子供たちの状況と子供たちの心のケアについての御質問にお答えいたします。

学校休業中の子供たちの状況については、学校からの報告によりますと、少数ではございますが、感染が怖いので外出したくないという声や、保護者からは学習のおくれが心配ですとか、学校の対応は最初は心配でしたが、学校だよりを見て学校の取り組みに安心しましたという声があったとお聞きをしております。また、学校再開後すぐに実施をいたしました心と体の健康チェックアンケートの中では、兄弟げんかや両親とのトラブルによるストレスを初め、学習への不安や進路への不安を訴えるお子さんがいたとお聞きをしております。各学校はこうした子供たちに対しまして、個別に面談を行ったり、スクールカウンセラーにつなげたりするなど、気になる子供たちの家庭環境の変化にも注視しながら、現在も心のケアに当たっております。

2点目のICT教育の推進についての御質問にお答えをいたします。

岡崎議員さんに教育長が答弁しましたことと重複することもございますが、G I G Aスクール構想については、国の前倒しを受けまして、本市も本年度小学4年生から中学3年生の全児童生徒分の端末を整備することといたしました。残りの小学1年生から3年生の端末につきましては、国の指針では令和4年度までに整備する計画となっております、これを受け、本市も令和4年度までに整備できるように計画をしているところでございます。

福田議員さんの全ての子供たちを大切にしたいG I G Aスクール構想というお話もございました。このG I G Aスクール構想における国の補助金の配分方針の中で、就学援助費を受給している世帯の児童生徒に対する上限1万円を補助するということが示されました。このことを受けまして、県教育委員会より市町村に調査依頼がございまして、本市では対象児童生徒への補助金1万円分を購入に係る契約事務手数料、ルーター設定費、P C設定費の費用に充てることとしまして、現在県教育委員会のほうに回答をしているところでございます。しかしながら、1台につき、月額約3,000円の通信費用については個人負担となっております、通信費の負担をどうするかなど解決すべき問題点も多く、他市の状況等、情報収集も行いながら現在検討を進めているところでございます。

3点目の地産地消で安全な学校給食について御答弁を申し上げます。

これまでもお答えを申してまいりましたが、南国市の目指す学校給食は、生産者の顔が見える安心・安全な地産地消の学校給食の提供だと考えております。令和元年度1月集計ですけれども、地産地消は23.9%でございました。これもあくまでも1月までの平均になりますが、ことしはこれを25%まで上げていこうと、現在学校給食係と目標を持って取り組んでおるところでございます。コロナウイルスの影響で学校給食提供ができない時期もあり、目標数値の達成は困難かもしれませんが、教育委員会としましては関係各課等の御協力をいただきながら、生産者の顔が見える安心・安全な地産地消の学校給食の提供にこだわり続けてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 税務課長。

〔高野正和税務課長登壇〕

○税務課長（高野正和） 国保税等市税の減免と徴収猶予についてでございます。

国民健康保険税につきましては、国からの事務連絡に基づき減免を行います。減免の対象といたしましては、1つ、新型コロナウイルスの影響により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯については、全額の減免をいたします。2つ目といたしまして、新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者の収入の減少が前年の10分の3以上見込まれる世

帯で、前年所得が1,000万円以下、複数収入がある場合は減収収入以外の収入の前年所得が400万円以下の場合が対象となります。この場合の減免額は最大で全額ですが、前年所得により段階がございます。対象期間は、令和2年2月、昨年度の8期、9期から令和3年3月、7月から課税する本年度分全てが対象となります。

この減免につきましては、従来の税の減免とは異なり、納期到来後の申請受理、既に納付済みである場合も遡及して還付を行えるよう、本市では6月9日付で新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する規則、新型コロナ関連だけの規則を新たに策定をしております。

また、ほぼ全ての税目において、証紙税を除くところなのですが、新型コロナウイルスの影響により収入が2割程度減少し、直ちに納付することができない場合は、1年間納税を猶予する制度がございます。随時申請を受け付けておりまして、現時点での申請は6件、内訳としては法人が2件、個人4件で、税目は法人市民税が1件、市民税特別徴収が1件、固定資産税が5件です。複数税目の申請が1件ありますので、申請6に対して税目件数は7となります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 農地整備課長。

〔田所卓也農地整備課長登壇〕

○農地整備課長（田所卓也） 福田議員からのほ場整備についての御質問にお答えします。

十市東沢地区でのほ場整備後の農地の問題につきましては、耕作される方が御不便をされており、土地改良区としても苦慮されていることは十分承知しております。昨年度、高知県市長会を通じて県に支援策の検討を求めておりましたところ、不等沈下を抜本的に抑制することは地質的に困難であるものの、基盤整備後の農地のふぐあいに対する補修については、国庫補助事業活用の可能性もあると考えられるので、相談いただきたいとの回答をいただいております。国庫補助事業を活用した場合には、さまざまなメニューや条件がございますので、具体的などころにつきましては、御相談いただければと思います。

○議長（土居恒夫） 農業委員会事務局長。

〔弘田明平農業委員会事務局長登壇〕

○農業委員会事務局長（弘田明平） 福田議員の御質問にお答えいたします。

2点あったかと思えます。南国市片山地区に建設予定の太陽光発電設備に関する農地の転用経過について、もう一点が農業委員会における地産地消のための農地を守る取り組みということであったかと思えます。

まず、1点目の片山地区における太陽光発電設備に関する農地の転用の経過ですが、土地の地目変更の手續につきましては、高知地方法務局香美支局から、農地の転用事実に関する照会が平成30年11月に農業委員会にあっております。照会の内容としましては、土地の現況が農地であるか否か、原状回復命令が発せられる見込みの有無などについてです。これを受けまして農業委員会では、毎月実施しております現地確認にあわせ、平成30年12月に農業委員、そして農地利用最適化推進委員並びに事務局で現地の確認を行い、非農地相当と判断しております。

また、当時の高知県農地担い手対策課宛てに農地への原状回復命令が発せられる見込みの有無について照会をいたしまして、原状回復命令発出の可能性がないことの回答がありましたので、平成30年12月28日付で高知地方法務局香美支局へ、県への意見をつけて非農地証明相当として回答しております。これによりまして、法務局で登記地目を雑種地に変更というふうになっております。

次に、農地を守る取り組みにつきましてお答えいたします。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんは、それぞれ地域で担い手への農地の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消及び新規参入の促進など、農地の利用の最適化の推進活動を実施しております。また、毎年9月から10月の2カ月間、農地パトロールを実施しており、市内の全域の農地について遊休農地の状況や違反転用の状況などについて、農業委員及び農地利用最適化推進委員、それから事務職員で確認をし、必要に応じ所有者への農地の適正な管理の注意喚起及び農地の利用意向調査などを実施しております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） それぞれ担当課の皆さんが市民の立場で頑張っていることが1問でわかりました。あと、質問はしません。2つだけお願いをしておきたいと思います。

1つは、市民に対する支援ですけれども、今、国の持続化給付金、委託問題で揺れておりますけれども、既に市民の方で却下された方がおりまして、そういう本当にちゃんと調査をしたのか、調査された結果なのかと疑わざるを得ないような状況になっておりますけれども。全ての事業者が対象になる市の持続化給付金は、市内在住というふうに言われたんですけど、市内居住はもちろん、市外の方が南国市で営業されている場合、そして居住地で受けていなければ支給ができるような方法はとれないものか、ぜひ検討をしていただきたいと思います。また、恩恵を受けているのは、南国市の市民ですし、独自の支援内容が各市町村によっては違いますので、どこからも受けることができない状態にもなるということが出てきておりますので、そのあたりをぜひ検討して、誰もが支援を受けられることを求めておきたいと思います。よろし

くお願いします。

それと、手続の方法をできるだけ簡素化する。とてもややこしい資料をそろえないと申請ができないと、まず初めからそういう話になったりもしています。できるだけ簡素化する、大事なところは抑えるけれども、できるだけ簡素化するという方向でいていただきたいと思います。

長期化を予想したこれからの生活環境と、それから災害対策も出されましたけれども、その見直しであるとか、それぞれの役割を明確にしながら市民との協働で命を守るということを進めていきたいと思えます。

そこで、最後にコロナ対策でよその市町村がやっていることを、時間があるので言わせてください。

例えばひとり暮らしの学生に5万円を支給、農業や花卉、畜産農家への給付金、あるいは水道料金の減免、就学援助世帯への休校中の昼食代の補助、5月までに生まれた赤ちゃんに10万円、国制度で対象外の国保加入者で自営業者への傷病手当、高知県内でもこのほかそれぞれの地域で支援策が行われております。市もできる支援をふやすべきだと思いますが、ぜひその検討をしていただきたいと思います。そして、病院や介護、それから障害者の作業所などは市が直接聞き取りに行き、対応すべきだと思います。市民にとって命にもかかわるこれらの施設が立ち行かなくなると、あるいはまた感染予防ができない、そんな状況になってはならないと思えますので、大事な場所ですので、市が直接対応されることを求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

明6月17日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時19分 散会